

第百七十七回国会 参議院 經濟産業委員会 會議録第八号

平成二十三年五月十七日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

渡辺 猛之君

補欠選任

松村 祥史君

五月十三日

辞任

上野ひろし君

補欠選任

松田 公太君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳澤 光美君

平山 誠君

広野ただし君

増子 輝彦君

関口 昌一君

牧野たかお君

委員

加藤 敏幸君

高橋 千秋君

直嶋 正行君

姫井由美子君

藤原 正司君

磯崎 仁彦君

末松 信介君

松村 祥史君

松山 政司君

若林 健太君

松 あきら君

松田 公太君

荒井 広幸君

大江 康弘君

国務大臣

大臣政務官 海江田万里君

経済産業大臣 田嶋 要君

政府特別補佐人 竹島 一彦君

公正取引委員会 委員長 山田 宏君

事務局側 常任委員会専門 員 遠藤 俊英君

政府参考人 金融庁総務企画 局参事官 遠藤 俊英君

総務大臣官房審 議官 滝本 純生君

厚生労働大臣官 房審議官 唐澤 剛君

厚生労働省老健 局長 宮島 俊彦君

経済産業大臣官 房審議官 井内 慎男君

経済産業省経済 政策局長 安達 健祐君

中小企業庁長官 高原 一郎君

中小企業庁事業 環境部長 伊藤 仁君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○委員長(柳澤光美君) ただいまから経済産業委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、渡辺猛之君及び上野ひろし君が委

員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び松

田公太君が選任されました。

○委員長(柳澤光美君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特

別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、

本日の委員会に、理事会協議のとおり、金融庁総

務企画局参事官遠藤俊英君外七名を参考、政府参

考人として出席を求め、その説明を聴取することに

御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(柳澤光美君) 産業活力の再生及び産業

活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤敏幸君 おはようございます。民主党・新

緑風会の加藤でございます。

今日は、産業活力の再生及び産業活動の革新に

関する特別措置法の一部を改正する法律案につい

て御質問をいたします。

まず初めに、公正取引委員会の委員長にお伺い

をしたいというふうに思います。

自由主義経済でございますから、独占禁止法、

この法律自体の存在意義というものは不動のもの

であると、私はそう思います。そういう状況の中

にあって、経済のグローバル化、国際競争が一段

と厳しくなる中で、事業支配力の過度の集中を防

止して一般消費者の利益を確保するという独禁法

の理念、このことについてもいろいろと内実変化

も来してくるのではないかと、そのように考えて

おります。

また、第一条にうたわれています、事業者の創

意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国

民実所得の水準を高めること、このことは自由な

企業合併や事業統合によって達成される場合も

多々あると、このように思います。特に激しい国

際競争にさらされている産業においては、迅速な

企業統合、事業再編が求められており、今回の法

律改正、衆議院で修正が行われたように、産業政

策と競争政策の適正なバランスを取るためにも、

当局間の情報交換を密にする点は大変評価でき

る、過日の参考人の御意見もほぼ同、であつた

と、このように思っております。

私の質問点というのは、公正取引委員会として

も、このような国際競争の下に置かれている産業

や業種について、国の利益、雇用を守る、生活

を守るといふことのために何が必要なのか、そう

いふうなことの御認識と、一段と柔軟な競争政策

を取っていくのか、その辺のところの、まさに

法律改正が求めている内容等について委員長自

身の現時点における認識なり今後への対応とい

うところをお話をいただきたいと。

学者先生の中には、こういうふうなグローバル

競争下における業種、産業については独禁法の審

査については余り必要ないのではないかという、

まあある部分極端な御指摘の部分もありますけ

れども、そういう御意見もお伺いをいたしました

けれども、その点についてお考えを伺いたいと思

います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) お答え申し上げ

ます。

公正取引委員会というのは、まさに独禁法、一

般名詞、競争法でございますが、これをきちんと

施行するというのが役目の役所だと心得ておりま

す。

今、いろいろな雇用の問題とかおっしゃいまし

たが、確かに国政全般で見ますと大変大事なこ

でございますが、そういうのもろもろの要請なり必要性というものを公正取引委員会が総合判断して決めるというのではなくて、世の中にはいろんな政策がある、産業政策も競争政策もある。競争政策を預かる立場からは、きちんと時代に合った法律の運用をしていくことに尽きます。それは、その心といえますか一番大事なところは、どのように厳しい経済状況になっても、市場経済、資本主義経済を選んでいく以上、公正でかつ自由な競争秩序というものを守ることが、これが競争にも、企業の国際競争力にも資するんだと、それとバッティングするものではないかと、ひいては一般消費者の利益につながるんだと、まさにこれが核心の部分だというふうに思っています、これは欧米諸国においても同じ考え方に立っているということをまず申し上げさせていただきます。

そこで、我々は、じゃ具体的にどうするかということでございますが、その企業結合がその企業が活躍している市場における競争を実質的に制限するかどうかということでございますので、その判断をどうするかということが一番大事なことでございます。どのようなマーケットの広さを世界市場で取るべきなのか、アジア市場なのか国内市場でいいのか、それをそれぞれの商品なりサービスに応じてきちんと設定するというのがまず大事でございますし、それから、仮に企業が集約されることによりまして独占力を働かせることが、そういう気持ちになっても、現実には、代替品があるとか輸入品があるとかいうことによりましてそういう勝手なことができないということが見通せれば、そういう企業結合にストップを掛ける必要はないわけでございます。

逆に言うと、同じような似た者同士と一緒にあって、それでプレーヤーの数が減りましたねと、その結果価格支配力が強くなりますと、国内で価格を上げますと、そのお金でもって海外で事業展開に回しますということになりますと、独禁法が目的で、第一条で言っている、本当にひいて

は国民経済なり一般消費者の利益になるのかと。当該会社の利益にはなるでしょうけれども、もっと広い利益になるのかと、こういう問題がございますので、国際競争力というスローガンの下に金銭的な企業結合審査を緩めるべきだという考え方はいかがかなというふうに思っております。

○加藤敏幸君 緩めるべきではないと、もうそこは私は御主張はよく分かるんです。しかし、現実、この企業結合の審査を受けてきた当該企業の皆さん方が持っている問題意識なり、やはりもう少し理解をしてほしいということにおいて、私は公正取引委員会の皆さん方がされてきた審査とこの現実、やっぱ一つ一つの言わば心、気持ちの通わない部分もあったんではないかと。

だから、私はだから公正取引委員会が云々ということは申しませんが、その満足度というのはいくらでも、あくまでも審査を申請する企業サイドは、私は十全なる説明と説得力を持たなきゃならない、当たり前のことだ。しかし、受け止めて審査をする、やっぱ独禁法上与えられた権限の下で権限を行使する立場も私はやっぱ深く理解をしていくというふうなことで、経産大臣の意見書がなくともやっぱそういうところはしっかりやりやっていると。あらゆる政策を公取が手のうちに入れてするということそんな機能はないことは分かっていますけれども、しかし最終的に消費者の利益であり国民の利益ということを考えるときには、やっぱ総合的な視点もこれもまた必要だということも私はあるというふうに思います。

今日は公取に対して意見を言う気はありませんので、法律改正が成った暁には更にそういうようなところも含めて御努力をお願いをしたいという要請にとどめておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、今回の大震災を受けて、私は、物づくり日本、やっぱこの国が製造業をベースにして言わば外貨を獲得をし、それで資源、エネルギー、その他のものを購入することによって一つのビ

ジネスあるいは経済を成立させているということには変わりはないし、これから大切なことである。そういうふうな視点で、国の利益、国民のたのみの利益を生み出している部分の多くのところがやっぱ物づくりであり、製造業が担っているという事も事実だと思っております。

そういう視点で、今回の大震災の結果何が起ったかということをつぶさに私は見たときに、三つの問題点、特に産業政策にかかわって三つの問題点があったというふうに思います。一つは、サプライチェーンの脆弱性をどう克服していくかという課題だと思います。

経産省の皆さん方にサプライチェーンの脆弱性云々ということをお願い申し上げることはないと。もうこの大きな体系的な中で、東日本大震災によって拠点被災をしたことによって、たつたこんな小さな部品一つが止まったために西の方も東の方も世界の企業もラインを止めざるを得ないという、もうこのところに日本のみならず世界の物づくりのある脆弱性がやっぱ発現しているという、このところが非常に大きいというふうに思います。サプライチェーンの脆弱性を今後どのように克服していくのか。

第二点は、大変よく似た問題でありますけれども、一つは、ジャスト・イン・タイムという言い方をしていますけれども、日本の生産の今最新のやり方というのは在庫ゼロで全て組むわけですね。コンビニエンスストアに代表されるように、流通も含めて全ての物流をずっと精密に仕組み上げていくということは御存じのとおりだと思います。ある意味、生産性からいえば非常に究極の仕組みであって、ここ十五年間、製造業において随分普及されてきました。

しかし、このジャスト・イン・タイムというのは、言ってみるとノー在庫ですから、どこかで止まると明日の分をどうするのかと。だから、生産ラインがスイッチ入れても物が入ってこないから進まないという、このジャスト・イン・タイム

という仕組みそのもの、非常に先進的な仕組みそのものが持つ大きな課題、日本の製造業自身に課題を抱えているということ、このことが、例えば環境問題を含めて気象状況が非常に私に言わせれば凶暴化していると、台風だって強くなっているんじゃないか、降水量でも増えているんじゃないかと、そういう状況の中で国土が寸断されるというところになったときに物づくりが全面的に影響を受けるということについて、さてさてこれは今後どういうふうに考えていくのか、経産省として今後、そういう皆さん方に対してどういうサジェスチョンができるのかということ。

それから三つ目は、我が国内立地、製造業の国内立地の促進問題というふうなことがございいます。先ほど言ったサプライチェーンの問題、それからジャスト・インという製造方式における問題、加えて電力供給が今後、先々夏場に向けて、来年に向けて非常に窮屈になってくると、こういうふうなことで、我が国における製造業の国内立地が非常に点数が低くなっている。ジェットロの調査によると、国内における立地と韓国における立地の各比較をしたときに、ほとんどの項目において韓国の方が優勢であると、そういうふうなデータも出されておりますけれども。

そういうふうなことで、私は国内に製造拠点を最後までキープする。そのことによって、地域経済なり雇用なり、それから地方自治体も含めた税収の確保、雇用保険を支えるためにも、やはり国内で雇用し働く人たちの数を守り切る。それが子供たち、若者の就職先を確保するということがつながるわけですから、そういうふうなことで、これから先も私は国内立地をどう強化していくかという視点で経済産業政策というのは相当行われてくる。私、七年間同じことを言い続けてきたわけでありまして、これもやっていただきました。

そういうふうなことで、二〇〇五年以降、毎年百社から百三十社の外資系企業が日本から撤退をしております。理由はいろいろあるわけ

す。日本国内マーケットが縮小するのではないかと、代替の拠点ができたとか、あるいはアジアにおける生産拠点の集約化とか事業拠点の集約化、山のようにいろいろ理由がありますけれども、しかし、総体的に見て日本国内に事業所を設置することの優位性なりメリット、これは単なる人件費だとかそういうことじゃなくて、いろいろな側面での支援を得られるのか得られないのか、産学協同はどうだとか、あらゆることを含めて、私は、国内の企業の競争力は減っていないんですよ。工場の中の競争力は、これは必死になってやっています。この工場が乗っかっている日本列島の競争力自身が、社会の制度だとか法律だとか規制だとかいろいろなことを含めて、物流、エネルギー、そういうことを含めて落ちていくというところに日本の大きな問題が抱えているという、これもずっと二〇〇四年から言い続けておりますけれども。

そういうようなことで、国内立地の促進ということで、物づくり力を一段と強めて国内の工場立地を維持拡大させ、産業の空洞化を防ぐ政策を強力に推進していただくというふうなことを認識をしていただまして、三つまとめて質問いたしたいけれども、適切に御答弁をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○国務大臣(海江田万里君) 今加藤委員から今度の東日本大震災を契機にと申しますか、日本の持つておりました脆弱性と申しますか、そういうことについての指摘があったかと思えます。

まず最初のサプライチェーンでございますが、本当に今度の震災をきっかけに、多くの日本人が改めてやっぱりサプライチェーンという言葉を知った機会になったのではないだろうかというふうに思います。特に、今加藤委員からも御指摘ありましたけれども、このサプライチェーンが日本の国内だけでなく世界につながっているということとを多くの日本人が認識をしたのではないだろうかというふうに思います。

このサプライチェーン、まさにチェーンでございます。

いますので、これがつながらなければお話にならないわけでありまして、現在何とかチェーンをつなげる努力を行っているところであります。これは関係の業界の方々、関係企業の方々、大変な努力をしていただいて、何とかこのチェーンがつながるところまでは参りました。しかし、まだ、例えば自動車の生産の台数を取ってみても大震災発災前には及ばない状況でございます。まだまだ、そこに辛うじてつながったけれども、これが十分に機能していないという現実がございます。ですから、私どもはやはりまずこのチェーンをつなげて、そして、まだ復旧という段階に行っておりません。国全体としては復旧から復興へというプロセスがあるわけでございますが、まだ復旧の事態に行っておりませんので、まずやはり復旧をさせるということに全力を注がなければいけな

いかなというふうに思っております。

そして、二番目のジャスト・イン・タイム生産方式の持つ強みと弱みと、これは今委員からも御指摘ありました、まさに日本の国これまで強みであったわけでございますが、そこから来る脆弱性と申しますか、やっぱりこれも今回あらわになりましたから、もちろん私はジャスト・イン・タイム方式というものを否定する考え方にはございません。やはりこの効率性というものは世界に冠たるものでありますから、これを引き継ぎ継承していかなければいけない。しかし、そこにある程度のバッファリーといえますか余裕もなければいけないというところをつくづく実感したわけでございますから、そうしたジャスト・イン・タイムのその効率性とその余裕、言葉を置き換えれば余裕があることによる強靱性と申しますか、これをどういうふうなバランスを持つていかなければいけないかなというところに今経産省としても検討している段階でございます。

それから、国内立地の問題性と申しますか、特に今加藤委員からは電力の供給の面からのお話ございましたけれども、この国内立地の問題性というの、これは加藤委員御本人からもお話ありま

した、ここ数年、過去五年ぐらいですか、あるいはもっとその前から、やはりだんだん日本の国が世界の中心と申しますか、特に企業の立地がだんだん条件が悪くなってくる。これは都市間の競争力などにおいても、日本の都市が競争力でほかの国々、とりわけアジアの国々に後れを取っているという状況がございました。

物づくりにしてももちろん更に深刻な状況があるわけでございますが、これにつきましましては、実は今朝内閣で、これは閣議で政策推進指針というものを改めて決定をいたしまして、特に日本の国内投資あるいは国内工場立地につきましましては新成長戦略の中で位置付けがあったわけでござい

のマイナス面になってくるのではないだろうかというふうに思っております。そういうことを全体をくめまして、あと委員の話を聞いておりました、委員から三つ御指摘がありました、あと一つ付け加えることすれば、やっぱり日本ブランドと申しますか、これまでの日本ブランド、これが大変高い評価をいただいていたわけでございますが、やはり一旦この日本ブランドにも傷が付きやしないだろうかという大変心配をしておりますので、改めて日本ブランドも磨いていかなければいけない。そのためには、今委員から御指摘のありました特に三つの点については経済産業省としてしっかりと対応をしていかなければいけない、そんな思いでおります。

委員御指摘のような電力の供給の問題もござい

○加藤敏幸君 ありがとうございます。大変丁寧

ます。それから、どうしても原子力がストップの

○年の原子力発電のウエイト五〇％だとか、そ

るん電力料金への安易な転嫁というのは防がな

○年

んです。べらぼうに高いということではこれ生活も成り立たないし、製造業だとか各種の産業も成り立たない。エネルギーをベースにして産業は展開されているという視点から見れば、このエネルギー供給、安定的供給と安定的価格という、この二つの要素をどう考えるか。

石油ショックが起ったから、エネルギー、電気代がばんと上がる、そういうことでは駄目ではないか。だから、先々をよく見ながらベストミックス、その時点その時点のいわゆるベストミックスをよく考えて、そこは政府も責任を持って計画を立てて、各事業者はそれを一つの方針に、羅針盤に、そして国民、それから事業者も民生、産業用にかかわらず、その基本計画をベースにして工場立地だとか新規展開だとか、いろんなことを考えていくということの基本的構造の中で、私はこの夏どうするんだ、来年どうするんだというふうなことがせつば詰まっているんです。

これはプロセス、例えば化学、それからプロセスの中でいったら半導体、これ電気止まると困るんですよ。そのロット全部、シリコンウエハ全部廃棄する、産業廃棄物をつくるということになるわけですね。だから、ある種安定的な電力を供給するときの条件として私は大事なことは、圧倒的な供給力を持つということが品質なんです。かつかつでいくと、いや、そろばんさえ合っておればいいんだということではないんです。常に圧倒的な供給力がないと、電力というのはいっ止まるから分からない。電気というのはいっ止まるからこつちでさつと、そういうものじゃないんです。やっぱり送電網を通じて、発電所から事業所まで、非常に結構何十キロというところを通じて電力が埋められますから。

そういうようなことを含めて、これは専門家が言われている潮流管理をどうするかを含めて大きな課題もあるということの中で、そして浜岡原発を止めた、中部電力としては二千五百億円の燃料費の増になると。この二千五百億円の燃料費の増は誰が賄うんですかという議論が出てくる

し、今電力料金というのは原材料が上がれば上がります。三か月計算で価格を決めていくという、そういうふうなことを考えたときに、私は今ある基本的なベールラインである基本計画をやっばり守っていく、そのことを大切にするということではないと回らないんじゃないかと。

もう一つ突っ込みますけれども、九電力事業、これは沖繩を除いて、この収益に基本的に何が大事なのか。原子力発電所が安定的に稼働している電力会社の収益力は高いんです。逆に言うところ、安い電力と言われているんですけど、原子力については最終的な廃炉、あるいは核廃棄物、放射性廃棄物の始末も含めるとコストは上がるんじゃないかという議論がありますけれども、今動いていて、定期検査をしている、この原子力発電所の中には燃料棒も全部入っているんです。いずれそれは使用済燃料としてその後もずっと長い時間を経て処理をされていくということですから、止めようが止めまいがこのコストはやっぱり発生して止めるし、止めてしまおうと安定冷却、これも外部電力を使って、そして震度三とか四以上の地震に見舞われると一応点検をする、そういうコストも発生するわけですから、私は、そのことを含めて国民経済という視点と安全性ということを、二つのこのファクターを十分考える中でこのエネルギー基本計画は何のために作ったのかと。

これ、電力エネルギー政策が揺れると、気楽に工場の増設とか国内生産増ということには踏み切れないんです。何回も言いますけれども、電気は止まるとパアになる、それがプロセス技術であり、いつ止まるか分からないということを前提に物づくりはできないんです。それは日本ブランドを傷つける、品質の確保はできないというふうなことで、まあ先にお答えをいただいたんでどうしようかなと思えますけれども、そのことを含めてお答えをしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 今加藤委員から足下のはやはり電力の需給の問題と、それから、少し先と申しますか、エネルギー基本計画のお話があり

ました。

このエネルギー基本計画につきましては、お隣の直嶋先生が大変御尽力をいただきました。そして民主党政権になって初めての基本計画を策定をしたわけでありまして、二〇三〇年までという、その意味では中長期的な展望を開いていた、その中長期的な展望が必要だということは、まさに今加藤委員のお話で、その中長期的な展望があれば、日本の国としてこれからの物づくり、産業、まあ産業だけじゃありませんで、本当に日本の国民の生活が成り立たないということ、よくお話がありました。

ですから、菅総理はこれを白紙でというお話ありましたが、やはりこれは言うはやすく行は難いでございます。それから、この基本計画は、もう言うまでもありませんが、法律にのっとって本当に国民各層の意見を聞いた上で決めるべきではないでしょうか。その意味では、見直しをするにしてもやはり法律にのっとって、そして本当に多くの国民各層、それから産業界各層、そういう方々の意見を聞いた上で決めるべきではないかというところは、私は菅総理の発言を受けてそういう思いを強くしていたところでございます。

それから、今の各電力会社の在り方の問題について、今盛んにこれも議論がされております。これも実は言うはやすく行は難いでありまして、現在のようないかな体制になったのは、やはりそれは歴史的な必要と申しますか、歴史的な経緯があるわけでございますから、それがどういふこの現在の状況、もちろんこの東京電力の福島第一発電所の大きな問題はございますけれども、それと同時に、やはり日本の社会の変化とどういふふうにかがつかないのかということも併せて考えなければいけなかなというふうに思っております。

電力の供給につきまして、これは本当に足下の点でどうやって、やはり余裕がこれもありなればいけない、かつかつでは駄目だということは全くそのとおりでありまして、余裕を持たせなければいけないわけでありまして、やはり差し当

ればいけないわけでありまして、やはり差し当たつて考えられることは、どうしても火力を復活させなければいけない問題が幾つかございまして。火力を立ち上げるについては各種の規制もございまして、この規制についても見直しという点も含めなければいけないという点が一つ。それから、やっぱり他電力からの融通ということになりますと東西の問題がございまして。この東西の問題ということも実は、当面は東西の融通をなるべく円滑にするために幾つかの手当てを講じなければいけないわけでございまして、やはり東西の融通をどういふふうに今後しっかりと安定的にやっていくのかということ、まさにこれ研究課題であります。そう遠い将来の研究課題ではありませんで、委員は先ほど、今年の夏の問題だけじゃなくて来年の夏のこと、今年の夏の問題だけじゃなくて来年の夏のこと、まさに来年の夏ぐらいのことを考えたとき、東西の融通をどうするかということやはり議論をして解決をしなければいけない問題だと、そのように思っております。

○加藤敏幸君 エネルギーというのはまさに生活、そして産業、国の基本でありますから、このエネルギー基本法も民主党も賛成をしてやりましたし、私は政権交代とは関係なく、関係なくと言ったら変ですけれども、エネルギーの基本政策というのはこれはやっぱり貫かれる部分があると、またそういうふうな中身のものを作っていくというふうなことだと思っております。是非とも野党の皆さん方も、政府は私は対話をしてほしいというふうに思います。

あと二つ質問が残されておまして、時間の関係で少し、私の説明は大体三ページぐらいにわたるんですけども、全部省略をして一言で。産業活力再生法の総括ということで、最後の言葉は、申請手続は面倒であるが支援措置を利用して損はないという程度のものであれば政策的に寂しいものがある、いま一度この法律の目的に沿った実効性というものを検証して見る必要があるのでは

ないでしようかというのは、産業活力再生法とは大きく看板を上げていくけれども、現実、適用される施策のある種の効果性、あるいはあの手この手、弁慶の七つ道具とは言いませんけれども、やはり数としてひとつと工夫をし多彩な手だてを開発する必要があるのではないでしようかという問題提起と、もう一つは事業再編と労働者保護と。

私も、もう十何年前、この事業結合で、これは従業員、そして我々から組合員をやつぱりいろいろと異動させていく、このことに伴う不安をどう解消し安定化させるかというふうなことで努力をしてきたわけでありますけれども、まさにこのところの努力が必要だと思ひます。

二つ一括しましたけれども、時間の中でお答えをいただきたいと思います。

○大臣政務官(田嶋要君) お答えを申し上げます。

二つの御質問、一括でいただきましたけれども、この実効性ということに関しては、まずこれ特措法ということで、過去に今回も含めまして四回の改正ということで、その都度その都度に、その時々が一番効果の出るようによって改正をしておるわけでございます。現にかつてあったルールをなくしていく、そういうこともやってきておるわけでございます。そして、十年間の期限を設けて、今度は二十八年度の三月末までの期限としてその効果と支援措置継続の要否等についても検証していくという、そういう仕組みになつておるわけでございます。

平成十五年の大改正以来の数字で見ますと、おっしゃっていただきました、登録免許税が中心でございますが、三百六十件の計画認定を行つてございまして、登録免許税による支援策が三百六件と。ただ、それだけではなくて、例えば現物出資の際の検査役調査の免除による会社法の特例というものが六十八件、あるいは税の関係では資産評価損の損金算入が四十六件、不動産取得税の軽減が三十五件、あるいは金融支援に關しましての債務保証に關しましてが十三件ということで、産

活法の認定を受けてこういった様々な支援策が活用されておるということも事実でございます。

この産活法で支援される計画は、生産性の向上に資する、あるいは高い生産性の向上が見込まれるものに限定をしております。その結果として選択と集中が促進をされた。実際に、その後三年間の計画ということでございまして、認定をされた計画、九五以上の高いパーセンテージでしっかりとその計画が発動された。それは全てということではないようでございますが、それとまたリーマン・ショックで若干計画が狂つてしまつたケースもあると聞いておりますが、そういうようなことで基本的に選択と集中を促進する役割は果たしてはいたのではないかと考えてございまして、引き続きしっかりと検証していくかなやいけな。特に、今回のこの改正によって公取との連携の強化とか、あるいは中小企業対策という部分も強化されますので、更にフォローしていくかなやいけなというふうなことを考えてございまして。

後段の雇用に關しましてでございますが、これも従業員の地位を不当に害するものではないことというところが計画認定の際に要件として求められておるわけでございます。施行指針におきまして「労働組合等と協議により十分に話し合いを行うこと、かつ、事業再構築計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと」、こういうふうな規定をされております。十分な配慮義務ということであるというふうな思つておりますが、しかし、これもいろいろと確認をしてみますと、やはり一〇〇%の雇用が確保されているわけではございません。

ただ、こういった形で選択と集中を行わなければならない、厳しい状況に企業は追い込まれてきたという側面もあるかというふうなことを考えてございまして。

○加藤敏幸君 更なる労働者保護については実態、現実的な対応をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○姫井由美子君 おはようございます。民主党の姫井由美子です。

私もこの連休中を活用いたしまして被災地の方に行つてまいりました。特に、宮城県の南三陸町では、高野山真言宗の足湯隊というボランティア活動に参加させていただきました。五月五日のこの日には綿菓子とか読み聞かせ等で大変喜んでいただきましたが、まだまだ多くの被災者が不自由な避難生活を送っている実態も目の当たりにしてまいりました。

地震、津波、原発という被災原因が複合的なこの大震災におきましては、被災状況に応じて避難所のニーズも避難者の思いもまるで違つてしまつたけれども、同じいわき市でも全てニーズが違つていたことを大変、私は行つて良かったなと思つております。それぞれの地域へのきめ細やかな対応が必要だと改めて痛感いたしました。これから夏場にかけて冷房設備のない体育館などの避難所にいる被災者の健康状態、非常に心配であるとともに、また被災地の対応に当たっている行政職員の疲労ももう限界に來ていると感じました。

特に、阪神・淡路大震災との違いは、もう一度ここに、この場所に町を再現しようという具体的な目標があり、それが希望につながりました。しかし、今回はそれさえも見出せない地域があります。私は、改めて、政治の責任というものは、具体的な見える目標を掲げ、被災者に希望を、国民に夢を与えることだと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

さて、産活法に入る前に、まず大臣にお伺ひしたいことがございます。

参加するのは難しいというような発言をワシントンでの講演の中で述べたという報道がされておりました。特に、菅総理は平成の開国を掲げ、TPPの参加に向けて積極的でしたが、このような動きが本当にあるとすれば、あるいは今こういった判断等につきまして大臣の御意見、御感想を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 先ほどお話をいたしましたけれども、本日の閣議で政策推進指針というものが決定をされました。後で皆様方には御披露があるかと思ひますが、その中で、これはTPPとあることだけではあります。二国間の経済連携という項目がございまして、その中で、特にTPPの参加の判断時期については、これは今後の議論の中で総合的に検討していこうということに相なりました。

もちろん、私はその前提として、今姫井委員からもお話ありました、菅総理がこれまで何度もお話をしてきました、国を開いていくんだというこの方針、とりわけ昨年の閣議で決定をされました方針ですね、これは私はしっかりと守られるということをお話しております。

そのことをまた関係閣僚の会議の中でも主張してまいりましたが、そうした基本姿勢が守られた上で、ただ具体的な参加の時期、これは当初は六月というお話でございましたが、この六月ということに当たつては農林漁業の再生計画、これも同時に発表されるということになつておりますが、今回のこの東日本の大震災でその農林漁業の再生計画というのが当初考えておりましたものと大きく違つてきたということもありますから、そこでそうした農林漁業の再生計画を決めて、そして六月に参加の意思の判断、参加の判断をするということがどうしてもやばりできなくなりましたので、そこは今後の閣僚間の、あるいはこれは党の中でもプロジェクトチームがありますから、与党の中の議論も見ながら具体的な参加の時期はこれから決めていきたいと、こういう状況でござ

います。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

私は岡山出身です。農業県でもありますので一部慎重な面もありましたけれども、やはりやるぞと、一度そういう気持ちになってしまった以上、今になってもう来なくていいよみたいな言われ方をされると、ちょっと釈然としなかったものですから。私たち日本はどうあるべきかということをやはり皆さん念頭に置いていただきまして、これからの経済指針、決めていただければと思っております。

さて、産活法についてですが、今回のこの法律改正は、企業の再編を容易にすることでグローバルな競争力の強化を図り強い日本を実現することと、ベンチャーや中小企業の支援にも深く切り込まれており、大変評価をしております。

そこで、先ほども加藤委員から公正取引委員会委員長の方に質問がありました。私も今回のこの公取とそれから主務大臣との連携についてどう受け止めるかということをお伺いしようかと思っております。先ほどの回答の中で、公正取引委員会、独禁法を守るのが仕事で、総合的に判断すべきところではなく、国際競争力という名のドだけには基準を緩めるべきではないという揺るぎない信念が見えたわけですが、ただ衆議院での追加修正を見るにつけても、今回の参考人の意見聴取においても、やはり我が国、今の日本は世界の市場やビジネスモデルの変化に、対応に遅れている、そこが国際競争力が劣ってきてそれを強化しなければいけない、そのためには企業再編の迅速化が求められ、我が国は今まで産業政策よりも競争政策の方が強過ぎるのではないかという部分がやはりあらわになった例ではないかと思えます。

私は、竹島委員長のこの強い信念だけでなく、今までのガイドラインの改定を見るにつけ、やはり柔軟なところがあるというところを大変評価をし敬意を表しているわけですので、今回、特にこの企業結合審査に関する運用指針を見直されると

伺っておりますので、もちろん理念は変えないにしても、やはり世界の状況に置かれた我が国の状況を見てやっぱり少しバランスをシフトするという部分はあるのではないのでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 私が、何といいますが、国際競争力の強化とか雇用の維持ということについて関心がないということじゃもちろんございませんで、私は私の役割があるということをお願いしました。それから、実際に企業結合審査におきまして、我々は、時代が変われば、また技術革新があれば、それに応じた審査をやっているつもりでございます。

具体的に今御指摘のガイドラインとかの見直し等についての御質問がございましたけれども、今回も、どうしても企業側との間で、公正取引委員会と企業側の間でこういうことは分かってくれていないだろうと思っても、実はそうじゃなかったりという意外なことがございます。例えば、公正取引委員会はシェアばかり見ているんじゃないかと、国内シェアがある水準を超えたら、これはもう公取は絶対認めないんじゃないかというようなことを思っておられる企業人がおられるそうなんです。私もそれじゃ困るなど、そんなことを申し上げたつもりは毛頭ないし、やってもいいんだけれども、例えばそういうことがある。

したがって、ガイドラインでできるだけ丁寧に物を書くようにいたしておりますし、それから、何より大事なことは公取と企業側とのコミュニケーション。ちゃんと、問題がある、公取の考え方はおかしいと思えば遠慮なく言ってください。言わずに何か外でぶつおつしやるのは非常に生産的じゃないので、そういうことで、コミュニケーションを良くするというのも今回改めて、何といいますが改正をさせていただいています。それで、パブリックコメントが済みましたので今精査しておりますけれども、七月から新しいガイドライン等が適用できるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。公正取引委員会におかれましては、独禁法を守護神としながらも、世界を見渡した広い視野で是非温かく国内企業にも目を向けて、そして、基本的に消費者を守るという立場も忘れずにやっていただきたいと思っております。

引き続きまして、もう一つの柱である中小企業支援です。

参考人の意見聴取からも中小企業の後継者不足、これがもう本当に強く叫ばれ、日本の宝である技術、これが承継されないことが非常に懸念されております。特に今回は、この改正法で地域中小企業の事業の引継ぎ円滑化支援について盛り込まれており大変評価をしております。また、この相談をやはりただけでマッチングするということに懸かっているかと思うんですが、この相談を広く受けるために、今までのようないろんな企業の物づくりの秘密というんですか、本当に大事な部分が、やはり守秘義務というものを、適用除外の範囲を拡大してまで相談をするということと矛盾するんですけれども、その辺りが少し懸念されるんですけれども、いわゆる企業秘密の情報漏えいなどの問題はしっかりできていますのかどうかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。

中小企業の方々が事業引継ぎをされる際に、やはり営業上の秘密というものについては、これが外部に漏えいをしないということにつきましては、やはり信頼感が無いと皆様方にとって非常に使いにくい。そういった意味で、その秘密の漏えいを防ぐということは非常に大きな課題だろうと思っております。

例えば、この度認定の支援機関が事業引継ぎ支援におきまして中小企業基盤整備機構からの確かな助言を受けるために、この中小機構との間で事業引継ぎに関する秘密情報をやり取りをする場合には、認定支援機関の秘密保持義務を例えば解除することとしたしております。

ただ、中小機構の役員の方にはそもそも中小企業基盤整備機構法上におきまして秘密の保持義務というものが課されておまして、そういったことも含めまして秘密の保持というものが確実に担保されているというふうに考えております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。是非しっかりと責任と自覚を持ってやっていただきたいと思っております。

それから、今の中小企業の事業承継につきまして、特にこの震災との関連で私は非常に期待されるんじゃないかと思っております。先ほど加藤委員が韓国との違いを話されました。韓国は大変企業立地が進んでいるのに日本は少なくなっているのではないかと。言わば、韓国はかつてのプラザ合意のとき以来政策方針を変え、このプラザ合意により影響を受けたのは韓国だけではなく我が国日本も受けたはずですが、政策によって今のこの日本と韓国という立場、あるいは世界の中の違いを生み出してしまったという部分が確かに感じられます。

今回の東日本には自動車やエレクトロニクス製品に不可欠の素材があり、その工場が被災したばかりに日本だけでなく世界の工場の完成品の生産ラインまで止めてしまったというこういった事態を聞くにつけ、やはり日本の素材・部品企業、非常にオンリーワン企業がたくさん集積していたんだということを改めて感じました。

今こういった、被災されラインがストップしたというときに、この部品供給を韓国やほかの地域が受けようではないかみたいな動きがあるということが報道されておまして、日本の宝である、物づくり日本のこの技術の流出を防ぐためにも、今回の事業承継によりまして、是非、海外に流出ではなくいい形で、国内同士の事業承継あるいは企業結合等でこれを引き継ぎ、またさらには、そこがしっかりと立ち直ったときにはまたそこに戻っていけるような、そういったことでこの震災との関係で私は非常に期待できるのではないかと

思っているのですが、どうお考えでしょうか。

○大臣政務官(田嶋要君) 委員の問題意識と共有いたしてございまして、今回新たに加えておりますこの事業引継ぎ、これまでは再生ということで中小企業を支援してきたわけでございしますが、単独ではうまくいかない、外の力を借りるということが、とりわけ震災の影響を受けた地域には大事になってくるんじゃないかなと。もちろん、人、物、金、情報、あるいは人に伴う技術力ですね、何が既に失われてしまったかにもよると思いますが、外の力を借りれば十分もう一度やれるというところをみすみす失うことのないように、今回のこの施策によってしっかりと応援していきたいと私も期待をしておりますので、頑張っていきたいというふうに思います。

実際に、再生支援協議会というふうに現在都道府県に設置をされてございますが、そこに事業引継ぎ支援センター(仮称)を設置をするということとでございまして、こういった新しい仕組みができたということをしつかりとまず周知をすることが大事であり、中小零細企業がこの仕組みを大いに活用してもらえように私もしつかり頑張っていきたいと思っております。

○姫井由美子君 是非よろしく願いをいたします。

最後に、加藤委員も聞きました日本のエネルギー政策について大臣に伺いたいと思います。

五月六日の菅総理の浜岡原発全面停止要請というものは驚きを持って受け止められたかと思えます。中部電力はこれを受け入れ、東京・東北電力管内からも、一部中部電力管内に事業をシフトしている企業も含め、中部の産業界もそれを踏まえた改めの計画の立て直しというものを今立てているところではないかと思っております。

そして、今回の浜岡原発停止には、浜岡だけでなく他の原発立地の自治体の多くも戸惑っているのではないかと思います。それは、今後の日本のエネルギー政策をどうするかという大きな道筋、枠組みを示さないで、まず浜岡原発停止とい

うことを述べたからではないでしょうか。

確かに、その後菅総理は従来の計画を白紙に戻して議論すると述べたということですので、原発の依存を減らす方針を表明したかのようにも受け止められておりますが、年内にも新たな指針を打ち出すと言われておりますけれども、是非政府としては一日も早く我が国のこのエネルギー政策、先ほど加藤議員が言われましたように、我が国の産業を支える電力エネルギー、この安定的で安心な、もちろん国民の生活も安全で安心なという、その両方に立った視点に立つて今後をどうしていくのか、自然エネルギーや再生可能エネルギーはどれだけ取り入れていくのか、あるいは従来の、先ほど火力も復活という御意見がありました、火力だけでなく水力、LNG、そして原子力の分野はどの程度にしていくのか等、分かりやすく国民に方向性を示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 今こういう割合になるというお話はもちろんできるはずもないわけですが、やはり基本的な考え方というのはベストミックスだろうと思うわけであります。今委員が一つ一つ御指摘をいただきましたが、やはりそういったエネルギー源を多様化をして、そして安定的に、しかもできるだけやはり安価に、そして安全な、もう一つ加えるのであれば再生可能と申しますか、そういうエネルギーを組合せをして、そして本当に日本の産業界あるいは日本の国民に対してしっかりと電力を供給をしていくということが、やはりこれはエネルギー政策の基本になければいけないと、そう思っております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。産業だけでなく国民全体が、今どうするのかということ、これをこれからに向けても含めまして思っておりますので、是非よろしく願いをいたします。

さて、この被災地、特に南三陸町は見渡す限り瓦れきの中で、ボランティアの方々が一軒一軒のおうちから思い出の写真を集めてきてそれをアルバムにしていこうという、そういった作業を黙々と

していたのが大変印象的でした。

この瓦れきを処理するために、総量三千万トンとも言われるこれを三五百億円超の膨大なコストを掛けて処理をするということですけれども、実は私は国会議員をする前にリサイクル運動もしていたんですけれども、リサイクルの基本は、混ぜればごみ、分ければ資源。この今は迷惑な一見ごみにしか思えない瓦れきであったもの、かつては私たち国民の生活を支えた思い出のものであり、そして地球資源には瓦れきとなった今でも変わらないうわけですね。これを、ただ処理ではなくていい意味で活用、ここにベンチャー企業の育成ですとかいろんな視点が入るかと思えます。

例えば、今一つ提案を私も受けているのが、この瓦れきを埋めて、瓦れきはすぐすぎ間ができます、このすぎ間に酸素素があるということが、実はそこに適した木を植林すると根が深く下りてそれがしっかりと瓦れきを包み込んで自然の木の防波堤ができる。それは、コンクリートとか鉄で造った防波堤よりも実はすぎ間がある分だけエネルギーが倍増されなくて、しかも帰り水に関して木が受け止めてくれる。いろんな効果があるということ、今のこの瓦れきを何とかこれからの復興に利用するという部分で活用できないかという部分も是非お考えいただければと思います。

ボランティアだけでなく、被災地での被災者の方々をしつかりそこでいろんな作業に雇用していくことで雇用の拡大もできるかと思えます。是非これから、私たちは今大変ピンチですが、これをチャンスに変え、世界中が注目しているのは、必ず日本は乗り越えることができるという期待を込めて注目しています。私たちは、その自覚と自信と誇りを持ってこの復興に全力で立ち向かっていかなければならないという私自身の決意も込めて質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○磯崎仁彦君 自由民主党の磯崎仁彦でございます。今日は、審議の対象になっておりますいわゆる

産活法について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、質問に当たりまして、私は最近いろんなところで三つの目というのを言わせていただいております。私は民間の企業に二十七年おりました、最後リスクマネジメントを、コンプライアンスを担当しております、そのときにも社員の研修の中で三つの目が非常に重要だということを言っていました。三つの目は、一つは鳥の目、虫の目、魚の目でございます。これはよく聞く言葉だと思えますけれども、最近、伊藤元重さんの著書の中にも経済でも三つの目が大切だということがありましたので、いろんなところで言われているんだということを痛感をいたしました。

言わずもがなですけれども、鳥の目というのはいわゆる鳥瞰ということで、全体を見る目、いわゆるマクロの目でございます。虫の目というのは、虫は地をはいますので、まさにミクロ的な見方をするという目。そして、魚の目というのは、魚が水の中で泳いでおつて水の流を感じていくと、それを目で感じるかどうかというのは別にしまして、やっぱりその環境の変化、物の流れの変化というものを敏感に感じ取らなければいけないということ、当然のことながら、私も政治家になつてまだ間がないところですが、政治家としても必要だと思えますし、恐らく官僚の皆様方、いろんな政策をつくっていく中でも、ミクロ、マクロ、そしていろんな時代の流れとか環境の変化とか、こういった目は必要だというふうに思っていますので、是非ともそういう目を常に持ち続けていただきたいということをまず最初に申し上げまして。

今回の対象となっておりますいわゆる産活法でございますけれども、冒頭お話ありましたように、一九九九年の十月に施行をされて、それ以来今回が四回目の改正ということでございますけれども、法の仕組みとしましては、事業者が計画を提出をして、法令とか基本指針に基づいて、その

認定基準に基づいて主務大臣が計画を認定すると、そして認定事業者に対していろいろな支援措置があるという、そういう法の枠組みでございませうけれども、一九九九年の十月の施行以来十年余りが経過をいたしておりますけれども、これまでのいろんな計画の認定の実績についてどうなっているか、まず質問させていただきたいと思ひます。

○大臣政務官(田嶋要君) 御答弁いたします。

施行後の実績ということでございますが、全省込みで五百六十四件、昨年度末、先日の三月三十一日までで五百六十四件でございまして、類型としては、事業再構築計画始めまして七つの類型がございまして。

そしてまた、業種も様々でございますが、一番大きいところでは一般機械、電気・電子機器、輸送用機器という、経済産業省所管でございまして、様々、その次が銀行、証券、保険、そういったところが第二の業種ということでございまして、所管省庁もいろいろだということでございまして。

こういったところが、生産性向上等を促進するための税制措置や会社法の特例、金融支援など様々な措置を講じてまいりました。

実績ということでいいですね。以上です。

○磯崎仁彦君 今、これまでで五百六十四件というお話ございましたけれども、この数について、いわゆる産活法の法の精神からしてこの数についてどのように認識をされて、法の目的に照らしてこの法律は機能しているというふうにお考えでございませうか。

○大臣政務官(田嶋要君) その時々必要な改正を行うことによってより良く機能できるように努力をしておると思ひます。この数字を更に大きくできる余地がないとは私も思っておりません。

また、この数字は、中小企業承継事業再生計画というのは数が非公表のようでございます。入っていないわけで、基本的には大きな案件が中心ではないかなというふうに理解をいたしてございまして、これまで生産性の向上としてはROE

が二%以上、あるいは財務の健全性としては経常収益が経常支出を上回ること等の基準を満たして、高い生産性の向上が見込まれるものに限定をして例えば事業再構築計画の場合は行つてまいりたわけでございます。積極的な取組を促す動機付けとしての役割は果たしてきたのではないかなというふうに理解をいたしております。

○磯崎仁彦君 是非とも法の執行に、実行に当たります。大規模な会社だけにどまらずに、中小、小規模の会社、こういったところにもきちんと、要件を満たしておれば適用になるように是非ともお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、これまで三回の改正につきまして、恐らくそれぞれの経済の置かれていた環境、それからやっぱ日本を取り巻く環境、そういったものを踏まえて、当然国としてどういふふうにやっていったらいいのかということを踏まえて改正が行われてきたというふうに認識をしておりますけれども、今回の改正に当たって、先ほど来お話をしておりますので重複するところがございますけれども、今回の改正に当たって、この日本の経済というのはどういふ状況に置かれていたのか、また日本経済がどういふ環境に置かれていたのか、改正の背景について御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 今、磯崎委員、冒頭に鳥の目、それから虫の目……あつ、ウオの目じゃないですね、ウオの目かなと思つて。魚の目、ちよつと魚の目は余りよく私分りません。

まず、鳥の目ということで言えば、やはり世界の市場の変化、グローバル経済の急速な進展と申しますか、その中で日本の企業が大幅劣化したという思いがございまして。

それから、虫の目で申し上げますと、やはり地域の疲弊と申しますか、これもあるんじゃないだろうかなというふうに思つてございまして、そうした世界経済、グローバル経済の進展の中で日本経済が少しこ数年後れを取つたのではないだろう

か。

それから同時に、やはりその日本経済の中でも、地域の経済あるいは中小企業の経済、こういうものも元気がない、そしてベンチャー企業も育っていないということでございまして、やはりこうした今日の日本の経済あるいは日本の企業が抱えている問題を何とか克服するために今度の法律が役立たないかという視点で考えております。

○磯崎仁彦君 冒頭の目を取り上げていただいて、分りやすい説明をいただいて、ありがたうございまして。

先ほど加藤委員、姫井委員の話の中にも韓国の話が出ておりましたけれども、経済産業省の方で作成をされた産業構造ビジョン二〇一〇の中に、我が国産業は同一産業内に多くの企業が存在、国内消耗戦の結果低収益という、そういう記述がございまして。他方で、日本の企業は日本で競争していたから国際競争力を持ったんだという逆の言い方もできるところはあろうかと思ひますけれども、そういう記載があつて、具体的な産業としては液晶テレビとか鉄道とか原子力、水ビジネス、画像診断機器等が挙げられておりますけれども、こういった分析についてどのようにいふことか、分析されているのでそのとおりだということかもしれないけれども、こういった分析については再度どのようにお考えでございませうか。

○国務大臣(海江田万里君) 今、韓国との比較においてということですが、韓国との比較に先ほど姫井委員から、プラザ合意が大ききっかけだったという点、御指摘がありました。あともう一つは、やっぱ九七年のあのアジア・ショックの中で韓国が受けた大きな打撃と申しますか、あの前までは韓国の自動車会社も本当にたくさんありましたけれども、やはり実質的なIMFの管理に置かれて何とかしなければいけないという状況で、今回私どもは民主導の再編ということを考えておりますが、韓国はやはりかなり政府が前に出た再編だということに承知をしております。

先ほど姫井委員から、プラザ合意が大ききっかけだったという点、御指摘がありました。あともう一つは、やっぱ九七年のあのアジア・ショックの中で韓国が受けた大きな打撃と申しますか、あの前までは韓国の自動車会社も本当にたくさんありましたけれども、やはり実質的なIMFの管理に置かれて何とかしなければいけないという状況で、今回私どもは民主導の再編ということを考えておりますが、韓国はやはりかなり政府が前に出た再編だということに承知をしております。

す。

私どもは、今度の法律では、先ほど公正取引委員会竹島委員長からお話もございましたけれども、やはり私どもと公正取引委員会の関係強化をしなければいけない。お互いが背中合わせであつてはいけない。やはり同じ方向を向いて、もちろん議論は十分する必要があるけれども、やはり同じ方向を向いて、そしてお互い議論をしていかなければいけない、あるいは情報の交換をしていかなければいけないという点が一点。

それから、例えば自社株対価の株式公開買い付けの促進でありますとか、あるいは完全子会社化手続の円滑化のための会社法の特例を設けるということもございまして、日本の会社法というのものが実際に工夫された法律であります。なかなか実際に、今言つたような完全子会社化しようというときに幾つか障害になることもあるというようにも特になんて注意をしたということ。

それから、前回お話がありましたか、あるいは衆議院でお話がありましたけれども、再編に係る長期資金が必要になつてまいりますので、その二段階の融資ということも今回は特に設けて、この再編に際してしっかりと金融上の手当てをしなればいけない、そんなようなことを考えております。

○磯崎仁彦君 まさに今、海江田大臣の方から、民主導の今回は再生なんだというふうなお話がありました。まさに今御答弁の中でもお話ありましたように、韓国は通貨危機に当たつて国が非常に強い指導力を出して再生をしてきたということですので、産業政策をつくつていく場合において、国、政府がどういふ役割を果たしていくかということによって当然その政策のやり方というのは大きく変わってくるかと思ひますけれども、そういった意味では、再度重ねてということになりますけれども、現時点において日本の政府の役割というのはどういふふうに思ひますでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) これまで、どちらかというと、これは特に経済産業省の役割もそうであつたわけでございますけれども、政府というところで役所の政府はそれなりに頑張つていたわけでありましたが、例えば、今私どもは、政治主導というようなことが言われておりますが、特にやっぱ行政三役と申しますか、あるいは総理大臣でありますとか大臣が、これやはりもつともつと日本の企業のために世界で働いていんじゃないだろうかというふうに思つておりました、もちろん民主導ではあります、特に再編などは民主導であります、世界に日本のブランドあるいは日本の技術力あるいは日本の産品、こういうものを売り込むときは、もつともつと、いわゆる政治家と申しますか、大臣や閣僚が前に出ていんじゃないだろうか。

これは私どもの先輩であります直嶋大臣など大活躍をしていただいたわけでありましたが、ほかの国々を見ますと、よくアメリカが中国に乗り込んでいくときに、ジャンボ二、三機分経済人を乗せて行つたとか、そんなふうなお話聞きますが、ヨーロッパの国々も大変そういう意味では政治が力を上げておりますので、自国製品や自国のブランドの売り込みに大変力を入れておりますので、そういうことは民主導ということであり、再編については民主導であります、やはり政治がその意味では対外的には役割を果たしていんじゃないかなというふうに思つております。

ちよつと角度が少し、答弁の角度がねじ曲がりましたけれども、突然のお尋ねでありましたので、そんな思いを述べさせていただきます。

○磯崎仁彦君 そういう意味では、企業再生に当たつてはあくまでもこここつこつつけという、そういう指導をやっていくことはいけません、例えばシステムの輸出であるとか、そういった面については大臣あるいは総理大臣を含めてトップセールスのなことはこれはやっていくという、そういう趣旨で受け止めたけれども、今回の改正においては大きく二つの領域でこの

産活法改正が行われておりまして、一つは、国際競争力の強化を目指した、いわゆる産業再編を促すためにどうやっていくかという局面と、ベンチャー、地域の中小・小規模企業の支援に関する改正ということでございますけれども、まず企業再編のところにつきましては、今大臣からお話もありましたし、先ほど来お話しておりますけれども、主務大臣から公正取引委員会への協議というところで、前回の参考人の御意見を聞けば、例えば競争政策と産業政策の最適化、高いレベルの調和という話があつたり、コーディネーションということもあつたかと思ひますけれども、そういったことをやっていくことが今回取り入れられたわけでございますけれども、どういう対象についてこの協議をやっていくかということにつきましては、「適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合」という、政令に譲つていくところがございまして、これについてはどのような基準を政令の方で定める御予定でございましょうか。

○大臣政務官(田嶋要君) 御答弁いたします。

これまで、現行が「必要があると認めるとき」ということで、いわゆる事業者から見ると予見可能性が非常に低いというそこを是正をするわけでございますが、今回は政令に委任をしまして、具体的には、これはおそれのある場合の一つの数字上のルールとして、株式取得の場合はこう、合併の場合はこう、会社分割の場合はこう、事業譲渡の場合はこうだとそれぞれに数字を設定して、そういう場合をおそれのある場合というふうになんして協議を促すということでございます。具体的に、株式取得の場合には、株式を取得する事業者が属するグループの国内売上高が二百億円超、かつ株式を発行する事業者が属するグループの国内売上高が五十億円超といった具合でございます。

○磯崎仁彦君 そういう意味では、政令で定めるという中で予見可能性を高めていったという、そういうことでございましょうか。

日本企業のM&Aの数を見ますと、これは株式会社レコフデータですが、この数字によると、二〇〇六年が二千七百七十五件でM&Aの件数についてはピークと、これから減少傾向にあって、二〇一〇年度につきましては千七百七件ということで、ピークに比べて千件以上減少している。

これは理由はいろいろあるかと思ひますので、単に政策の、制度の問題ということではなからうかと思ひますけれども、今回、主務大臣から公取委への協議を取り込んだ、この改正の理由としては、先ほど来出ておりますとおり、産業政策と競争政策、この連携を取っていくという、ことかと思ひますけれども、やはりどうしても、最終的にどこの企業連結を判断するかといへば、これはもちろん公取というになりますので、産業政策上は、例えばこれについてはという気持ちがあつたとしても、最終的に公取の方で企業結合は認めないというところがあるような判断がされることは当然予想されるわけでございますけれども、そういうことについてはどのようにお考えでございましょうか。

○大臣政務官(田嶋要君) お答えを申し上げます。

その前に、先ほどの予見可能性は、委任をさせているということのみならず、具体的な数値でおそれのあるものを示しているということが予見可能性を高めるのだというふうに理解いたしております。

今のお問合せに関しましてでございますが、基本的にこれ、具体的な協議を行う。今までは意見を出すのみでございましたが、協議というのは、まず主務大臣から、これは経産大臣とは限りませんが、意見を行う。そのときに、競争に及ぼす影響に関する事項、その他の必要な事項について意見を述べると、それに対して公取の方では必要に応じて追加的な情報を求める、それに対して主務大臣が情報提供と、そして最後に公取が主務大臣に対して独禁法上の問題の有無を具体的な根拠と

ともに回答するという手順でございます。

あるいは、ここに至るまでに何度もやり取りが行われることも想定をいたしております、書面によるやり取りのみならず、実際面と向かつての協議ということもあるのではないかと。そして、協議の結果、公取から独禁法上の問題があると回答された場合には、その申請計画は基本的には回答を尊重して認定を行わないということでございます。

以上です。

○磯崎仁彦君 そうなりますと、ある程度のキャッチボールはこれは行うということで、産業政策についても意を尽くしたそういった意見表明ができるということでもよろしいですね。

ちよつと時間の関係もありますので、予定の質問もちよつと飛ばさせていただきますと思ひますけれども。

次に、ベンチャー、地域の中小企業、小規模企業の支援についてですけれども、前回井上参考人からいろいろな貴重な御意見を伺いました。今、非常に世代交代期を迎えているという、そういうお話。廃業も六割台に上昇している。中小企業廃業の理由、約四分の一が後継者がいないということ、事業継承ができなかったことによるということで、二十九万のうち七万件が後継者がいないことによつて廃業に追い込まれたといったような話がありましたので、これは非常に重く受け止めなければいけないというふうに思つております。

そういう意味では、今回の改正におきまして、事業の継承を希望する企業とのいわゆるマッチングといふか、そういった仕組みができたというのには非常に有意義なことだというふうにも思つておりますけれども、先ほど御答弁の中で、支援センターですか、そういった仕組みをつくるというお話がありましたけれども、具体的にそのマッチングのための仕組みについてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。各都道府県に支援センターをつくつていただき

まして、そこにまず中小企業者の方が、これはいろんな背景の方おられると思いますけれども、事業の引継ぎということで御相談をまずいただくと。その事業引継ぎセンターの方には、税理士の方でございまして会計士の方、あるいは例えば金融機関のOBの方のような方で事業引継ぎ等に経験がおりになる方、あるいは専門知識を持っておられる方、ここで無償でいろんな皆様方の、中小企業の方々の課題を分析をさせていただいて、特にまたその引継ぎの可能性があるとときには、そしてまたその御希望もある、中小企業の方に御希望があるときには、事業価値の評価でございまして、あるいは強み弱みの分析のようなことを行わせていただいております。

相手探しという中には、もう御相談にこれまでもセンターに來られた方もおられると思いますが、金融機関からお話を伺っている場合もあると思います。あるいは、民間の支援機関もございまして、そういう方々からの情報もいただいていると思いますけれども、そして、その方々の間で引き合わせをさせていただいて、アドバイスもさせていただきながら、基本的にはその後、当事者間のお話合いというのを進めていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○磯崎仁彦 ありがとうございます。
前回の井上参考人のお話の中でも、やっぱり一番ハードルとなるのが、専門家の方にアドバイス、コンサルをお願いすると、やっぱりそのコストというのがばかにならないというお話があったかと思いますが、今御答弁いただいた中で、常駐している人については無償ということもあったかと思いますが、例えばそれが民間の方の専門家、何といいますか、常駐している人じゃない人につなぐというような場合には、そのコストというのはどういうふうになるんでしょうか。

○大臣政務官(田嶋要君) お答え申し上げます。

そこが従来のネックだったというふうに認識いたしてございまして、民間でこういったことを業として行う会社はあるわけでございしますが、一件のディールで、十万とか、それが相場であるというふうになってございまして。

そういう意味で、公的な機関が今回乗り出して、新たにそれぞれの都道府県に支援センターというものを設け、そして相談のみならずその支援機関そのものが仲介を行う場合には、仲介手数料というものもいただかないということとございしますが、御指摘いただきました、じゃ民間の仲介事業者につないでいくといった場合には、当然そこから先は民間の民衆の契約でございまして有料でありますし、あるいはまた成功報酬というものも出てこようかというふうに思っております。

基本的には、そういった対価が支払える余力のある、余裕のあるところは従来どおりそういうところを利用する場合もございしますが、やはり数的に圧倒的に多いのは、更に中小零細で、そしてまた高齢化が進み少子化で後を継ぐ人がいないと、そういったところをもっとこういういった再編が進むように、今回の仕組みには大いに期待をしておるところでございまして。

○磯崎仁彦 やはり使いやすいということであれば、なかなか仕組みはつくっても活用できないということになりかねませんので、是非ともコスト面等々含めて使いやすいシステムということを今後も御検討いただきたいというふうに思います。

それから、事業引継ぎに関しましては、これも前回の井上参考人の話にもなりますけれども、中小企業の場合には個人保証があり、あるいは担保の問題がありということで、親族間で引継ぎをやっていく場合には比較的やりやすいけれども、それを第三者にということになると、その個人保証の問題、担保の問題ということがなかなか難しいという話があったかと思えます。

いわゆる事業継承時に税金ということになると、中小企業を活性化といいながら、なかなかそのたびに細っていくという、そういう話があったかと思えますので、中小企業、小規模の企業の活性化、再生ということになると、やはり当然のことながら、今もいろんな法律がありますけれども、やっぱり単発の法律ということではなくて、税制等々も含めたいろんな総合的なきめ細かい政策がないとなかなかきつちりとした対応ができないということがございしますので、是非ともそういう総合的なきめ細かい政策を今後とも取っていただきたいというふうに思いますけれども、海江田大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 特にこれ、相手が中小企業でございしますので、やはり情報が不足するという懸念もございしますので、まずやはりそういう情報を広く行き渡らせるということ、一つ。それから、やっぱり専門家の助けがまさに必要でございまして。今お話のありましたような個人保証の問題、そうした問題に明るい、金融関係に明るい方。それから、税法でも幾つか特例もございまして、これを使えるケースと使えないケースがございますから、いろいろ工夫をすることによってまた新たな税法上の恩典が出てくることもございまして、そういう専門家のバックアップも十全にしていきたい。

情報提供、そしてきめ細かな援助ということを通じてこの制度を十全に活用していただきたいと、そのように考えております。

○磯崎仁彦 時間の関係もありますのでちょっと細かいことは聞けなくなりましたが、今回、ベンチャー企業に対する新商品の生産設備の調達に対しても債務保証が受けられるといったような内容のものが入っておりますけれども、企業は一般的にいろんな成長過程を取りまして、創業期があつて、成長期があつて、成熟期があつて、事業拡大期があつて、また事業再編期があつてというところで、いろんな成長局面を取っていくわけですから、そういう意味で、例えばベン

チャー企業の支援といったような場合に、それぞの成長の局面で今どんな支援というものが現実あるのかということについて、分かる範囲で教えていただきたいと思えますけれども。

○大臣政務官(田嶋要君) お答え申し上げます。
ベンチャー支援でございしますが、まず一番創業のところの支援としてまずエンジェル税制がございまして。平成二十年度には投資額を総所得金額から控除できる所得控除制度を導入をいたしました、税制の使い勝手を大幅に向上させてござい

それから、二つ目でございますが、ベンチャー企業の規模がだんだん大きくなっていく中で資金需要が高まります。そういう中で、いわゆるリスクマネーを提供していくということが大事になってまいりますので、一つは独立行政法人の中小企業基盤整備機構、これが民間資金とマッチングをしましてファンド出資事業を行ってございまして、現在、百三十九のファンドをつくり二千六百八十六社に出資をいたしてございまして。

また、三つ目は、株式会社産業革新機構、これをつくりまして、ベンチャー企業向けの機構からの直接の投資も行っているということでござい

以上です。

○磯崎仁彦 ありがとうございます。
もう最後の方になりますけれども、どの法律もそうなんですけれども、やっぱり法律を作りましたけれども、私も今回この産活法を読みましたけれども、なかなかやっぱり難しくして、何をやればこういう支援が受けられるのかというのはなかなか分からないと。大企業の方とかベンチャーの企業の方であれば、とにかくどういうものがあるのかということで内容についても理解も早いということがあるかと思えますけれども、やはり中小・小規模の企業の方にとっては、そもそも法律があるということ、法律の内容がどういう内容なのか、自分たちにそれが適用になるのかどうなのか、というのが非常に分かりづらいし、そういう知識

もないということがあろうかと思ひますので、今回、改正にもなりました、ベンチャー企業あるいは地域の中小企業の支援に対する新たな制度もつくられておりますので、やっぱりこれをきちんと知ってらつて、あなたにも適用になるんですよということがきちんと伝わらなければ、法は作ったものの適用がということになりかねませんので、この法律の内容をとりわけ中小・小規模な企業の方に周知するためにどのようなことをお考えになられるのか、お話をいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(田嶋要君) 磯崎委員に御指摘いただいた点、全く私も同感でございます。実は今日事務方に指示を出したわけでございますが、要するに、いろんな仕組みをつくっても大体の話が受け身になってしまつて、申込みが来ないからとかいうことで年間件数がたつた数件とか、そんな事例がよくあるわけでございますので、特に相手が大変規模の小さい、情報収集力も限りがあつたところでございますし、そして今回、被災地の企業ということも十分考えられるわけでございますから、是非こちらから発信をするところをしつかりやつてほしいと。

具体的には、例えばその地域の中小企業のメーリングリストは全部完璧にできているのかとか、そういうことも経産局にそれぞれ調査を今日指示したところでございますが、それ以外の一般論としては、事務方の用意した文書でございますけれども、セミナーの開催や分かりやすいパンフレットの作成、そういったことで商工会議所等の支援機関のネットワークを通じて周知徹底は行つたというふうには書かれておるわけでございますが、通り一遍ではなくして、本当に、特に後を継ぐ人がいない方々の事業を引き継ぎ、せっかくいい仕組みをつくらうとしているわけでございますので、それが大いに活用されるように隔々まで徹底的に周知をしていきたいというふうに考えております。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。是非と

も、そこは重要なところだと思ひますので、くれぐれもよろしくお願ひをしたいと思います。

もう最後でございますので、冒頭、今回の産活法に基づく認定の件数についてこれまで五百六十件というお話も伺いました。法律を作つたような場合には、それに基づいてうまく適用になつたものというのはいくらもそれとおりうまくいくわけですけれども、やっぱりどうしてもそれに漏れて適用にならなかつた、そういったところについてどう今後改定をしていくのか、そこはどう対応していくのか。申請をするということはどういう意欲があるということでございますので、それがやはり要件を満たさなかつたから適用にならなかつた、じゃどうすればいいのだという、そういう見方も是非ともこれからお願ひしたいと思ひますし、特に中小企業の場合には、そういう経営者の、やっぱり人というものが非常に大きな要素だと思いますので、そういったところについても是非大きな要素として見ていただくということも必要かと思ひます。

そういった意味では、産業活力の再生、産業活動の革新というのが法律の名前そのものでございますので、是非ともその名にふさわしいそういった実行ができるように是非とも御協力をお願いしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○牧野たかお君 自民党の牧野たかおでございますが、産活法については今磯崎さんがかなり網羅をして質問をされましたので、私は簡単にちよつと幾つか疑問に、疑問というか聞きたいなと思つたことをちよつと伺ひます。

この改正の中で、図式でも書いてありましたけれども、ベンチャーに対して資金の調達をしやすくするというふうには書いてありましたけれども、ベンチャーというのは新しい分野に挑戦する企業ですので、百あれば百が全部成功するとは限らないと。その何%なのか分かりませんが、なかなか融資をしても焦げ付く場合もあるかと、というか

その方が多いのかなと思ひますが、ベンチャーに対する債務保証の基準というのをどの辺りに置くように考えているのか、伺ひます。

○政府参考人(井内慎男君) ベンチャー企業でございますけれども、もちろん新商品を開発いたしまして、それを生産設備を導入いたしまして市場に出していこうというところでございますので、それなりに高いリスクを抱えているところでございます。ただ、そういったところを何とか、民間からの資金融通が、資金調達ができないところを救つていこうというところでございますので、相当のリスクも取りながらやろうと思つております。

その中で、これまでも新規事業法の認定等におきましてはそれなりのリスクがございまして、大体三割程度の失敗例というのが出てくる場合もございまして、そういったことも勘案しながら、二、三割のリスクは覚悟をしながらも支援をしていこうと、そういうことを考えているところでございます。

○牧野たかお君 二、三割のリスクというのは、要は二、三割は返つてこないということをおっしゃつていらっしゃるんですか。どういう意味なのか教えてください。

○政府参考人(井内慎男君) 二、三割失敗例があつた場合、あるいはそれが全面的に返つてこないのか一部なのかというところはもちろんございまして、けれども、そういったリスクも勘案しながら全体の制度設計をしていきたいというふうな考えでおります。

○牧野たかお君 しつかり制度設計をこれからしていつてもらいたいと思ひますが。

総合的なことでちよつと伺ひたいんですけれども、この産活法というのをざつと読みましたら、要は事業統合を進めることだと思つてはいますけれども、先ほど公正取引委員長もいらつしやいましたが、企業競争がなくなるといふよりは、やっぱり競争原理が働かなくなると、要は消費者にとつてみると不利益になるんじゃないかなという氣もします。

それで、事業統合と競争原理をどういうふうにバランス取るかというのが大事だと思ひますけれども、その点については大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(海江田万里君) お答えいたします。まさにそのバランスが一番微妙なわけでございしますが、ただ、私どもはやはり、特に私は経済産業大臣の立場でございますので、今の日本の企業、産業が置かれた世界的な立場、あるいは国内的には中小企業が元気がなくなつて、そして地域が元気がなくなると、こういう状況がありますので、私はその意味では新たな時代に合った形で企業統合というものは必要だと、こういうふうにお考えしております。

○牧野たかお君 何となく分かつたような分らないような、まあそれはそれとして受け止めます。

産活法でございますので、産業に活力を再生するには私はエネルギー政策というのは欠かせないというふうには思つておりますので、そういう視点で浜岡原発の停止のことについて質問をさせていただきますかと思ひます。

私、あらかじめ申し上げますけれども、浜岡原発から私の自宅は二十キロ余りのところにあります。ですので、三月十一日の震災、あの福島第一原発の事故以来、私のところにも本当地震、津波に対する不安を訴えてくる方は、もう毎日のように、結果として中部電力が浜岡原発を停止したことについて、これは、中部電力が停止したことについては、企業の利益じゃなくて倫理として止めたということでは私は評価しますし、結論とすると停止は受け入れます。

ただ、この停止の要請に至る過程においては、私は、本当に法律的にも科学的にもいろんな問題点がありますし、それと、私は静岡県ですので、総理大臣及び海江田大臣が記者会見や談話で停止の理由としてお使いになつた、マグニチュード八・〇の確率が八七%、震度六強が八四%という

ことを、データを使って、切迫しているという言葉をお使いになったことに対しては非常に怒りを感じています。

なぜかといいますと、静岡県がどんな状況になっているかという、要は、静岡県は、もう切迫という言葉でありますので、明日にもそういう巨大地震が起きて津波が押し寄せますよと、そういうふうな受け止められております。です

で、今静岡県では、進出をしようとした企業がその進出を取りやめたり、もっと悪いのは現在操業しているところが撤退を決めたり、また、私の地元、市もそうだけれども、海外との姉妹提携をしているところから毎年高校生だったたりそういう訪問団が来るのも取りやめになったり、それがもう五月六日以来、次から次へ起きています。

これから夏場になって、七月、八月というのは、伊豆半島を始め静岡県の観光地というのは書き入れ時なんです、大体静岡県の東部は東京電力管内ですから、実は計画停電のときから要はお客さんが来なくなつて、減つて、やつと今年のゴールデンウィーク、息ついたんですが、私が聞いて回ったときには、金融円滑法のおかげで何とか借金の繰延べをしてもらつて七月まで息をつなぐことはできるかもしれない、だけれども、今度これによって、こういう烙印を押したことに

よって、恐らく私は大変な打撃が起きる、起きるといふか与えられるといふふうに思っております。

です、そういうことを思いながら質問させてもらいますけれども、大体いつ浜岡原発の停止をお決めたのか、判断されたんですか。

○国務大臣(海江田万里君) 幾つか、科学的な根拠でありますとか、それから今その切迫ということの意味だとか、お答えをしようと思ひますが、ただ、時間が限られておりますので、それはまた質問いただければお答えをいたしますが、いつということでも申し上げます、発表しましたのは五月の六日ですが、私の中では、その前の日に浜岡に行きまして、そして帰りまして、ずっと考え

て、そして、日付が変わつた五月六日の朝早くというんですか深夜というんですか、そこで、やはりこれはあした総理に会つて報告する際、私の意見としては、これは方々を得ない、止めるべしといふふうに決めました。

○牧野たかお君 それでは、今のことをもう一回確認しますが、先週の予算委員会でも、自民党の山本委員が質問したところ、菅総理は、海江田大臣からその報告を受けて停止を決定したというふうにおっしゃいましたけれども、今のことと菅総理がおっしゃつたこと、同じという意味ですね。

○国務大臣(海江田万里君) 五月の六日に菅総理のところに行きまして、そして菅総理も同じ考え方だということでごさしたもので、そこから幾つかやらなければいけない作業もありましたので、その作業に入つたということでごさいます。

○牧野たかお君 そうすると、五月六日に御判断されて五月六日の夜ですね、時間的経過を、今日は産活法の審議の中でということですから私は今日は資料を出しませんが、作つた資料、実はあります。日時を全部、経過を私は一つの流れを作つてみましたけれども、五月六日は、まず海江田大臣が中部電力の社長にお電話されたのが十八時三十分、六時半。それも、中部電力の社長に聞きまして、だから受けてくれという話で、中部電力の方に保安院の方からその停止の要請の文書を取りに来てくれと言われたのが七時直前だということです。もう七時十分には菅総理は会見を始めていましたけれども。

十分な検討つて、五月六日に、朝なら朝御判断されて総理に報告されて、それからもう半日というか、六時とすると十時間ぐらいの間で要は停止が最終的に決められたわけでありましてけれども、というか、実は私、保安院に聞いたたら、保安院というか経産省に聞いたたら、大臣の談話も、それと総理の記者会見の原稿もいつ書いたんだと言つた

ら、六日の午前中だという話だったんですが、要は、そうするとほとんど十分な検討の時間なんかないんじゃないですか。

○国務大臣(海江田万里君) 日付はちよつと今日手元に持つておりませんが、順を追つてお話をしますと、四月の末、二十五、六、七ぐらいですかね、次官に浜岡の原発をもし止めたときに電力の需給などはどうなるのかということ調べて教えてほしいということには既に伝えてございます。そして、需給の関係などの資料を事前にもらつたということはあるんです。ですから、そういう準備と申しますか、もし止めた場合の影響などについて情報の収集に当たつていたということはその前からあります。

ただ、今牧野委員は、自分の中で決めたのはいつかということでありまして、その決めた時間というか、やっぱり私も本当に迷いました、これがどうなるんだらうかということ、あるいは熟慮したと言つてもいいわけですが、その中でいろいろな方の御意見を聞いたこともございまして、役所に対してはそういう形で資料の収集などを。

ただ、これは余り大人数にお話をしますと、いろんな形で、それこそただに決めもしないのにそういう話が漏れますと不安をおおることにもなるかと思ひますので、情報の管理というのは徹底するようにということをお願いしたけれども、四月のさつきお話をしたところに、私から次官に対しては、そういうことと、調べてみてくれと、情報を集めてくれということはいりました。

○牧野たかお君 これは、実は今日は私の質問というか、言わないうつもりでいたんですが、今のお話ですけれども、日にちが四月二十八日です。四月二十八日に海江田大臣が事務次官に資料を集めてくれということ、まあそこら辺の言葉は、大臣がそうおっしゃる、それは違うんじゃないですかというのはいいにくいですが、私が確認したところは、資料を集めてくれというよりも、浜岡原発を止めたらどんな影響が出るのかというよりも、

止めることを指示されたんじゃないですか、二十八日に。

○国務大臣(海江田万里君) そこで止めることを指示なんかやろうはずもないわけでごさいます、止めたかどうかということになるか、電力の需給関係などを調べてほしいということはいりました、これは。

○牧野たかお君 それで、大臣は、その前の経過を申し上げますと、三月三十日に保安院の方から各原発に対して緊急安全対策を実施しなさいという通達が出て、中部電力浜岡原発については、四月二十日の日にこういうことでもやりましたよというのを保安院の方に出して、二十一、二十二で、保安院が翌日、翌々日、立入調査をされました。

そして、大臣は五月五日の日に浜岡原発に視察に行かれて、二時間半ぐらい原発を視察されたということとは地元の新聞にも出ていますし、一応その視察の時間、滞在時間も確認しましたけれども、その後、地元、地元の県知事もいらつしたみたいですし、けれども、原発がある御前崎市長、また牧之原市長、そういった周辺の市長さんたちとも意見交換をされたみたいですしけれども、その時間はどのぐらいだったんですか。

○国務大臣(海江田万里君) ちよつと今日日本当に手元に資料を持つておりませんが、あのときは帰りの汽車に結局乗り遅れました。もつと私はお話を聞きたかつたわけですが、比較長く川勝知事がお話しになつて、市長がお話しになつて、議長がお話しになつて、それからもう一方、原子力のエネルギーの委員会というのがその市議会の中にあるということで、その市議会の委員長さんですか、その方がお話しになつてということでごさいますので、どれくらいですかね、まあ三十分強ぐらいですかね、私の記憶では。

○牧野たかお君 これは地元の静岡新聞に載つてある記事の中に書いてありますけれども、その意見交換会は二十分だったそうです。その後大臣は、ぶら下がりという立ちのインタビューですけれども、それを一時間されたそうですが、そうい

うふうに静岡新聞には書いてありまして、だから要するに二十分意見交換をされた。

それで、その記者会見のときにおっしゃったのは、発電所内で要するに地元的首長さんたちと意見交換をされたんですが、そのときにおっしゃったことが、国が一方的な方針を出すのではなく地元の声をよく聞いて進めていくと述べたというふう

に書いてあるんですが、五月六日の記者会見まで、御前崎の市長は、この原発があるところの市長ですけれども、実はうちでテレビ見て初めて知ったという話でありますし、要は、前の日にそういうことをおっしゃっていても次の日に、一方的に決めないと言ったのに、一方的に私は決めたんだと思いますけれども、これについてはどういうふうに思いますか。

○国務大臣(海江田万里君) かなりの事実誤認がありますよ。一時間もぶら下がりがなんかやるはずありません。これも全くそんなことはやっておりません。後でもしあれだったと詳しく日程を出しますけれども、そしてそこでの発言をしたかと後で精査をしますが、ぶら下がりのときはとにかく人がたくさん来まして、人が三号をどうするんですかというのを息せき切らして危なく私の方にぶつかろうになって来ましてから、まあそんなに慌てなさんなということは私は言いました。ただ、そういう状況の中での発言でありますから、それから私は今日は皆さん方の御意見を聞きに伺いましたということは、これはオープンのところでお話をいたしました。ただ、そのときに国が一方的に決めてはいけないということをおっしゃるか、私は覚えておりません。むしろ、そういうことを言ったり、とにかく皆さん方の御意見を伺いに参りましたということをおっしゃった、これは。

これは、私が本当に、私は別にそんなことで、このことで何らやましいことはありませんのでありのままに申し上げますが、先ほどの点でも、水野社長にお話をしたのはもう少し前です、それは。そして水野社長からその後折り返しで掛かって

きた時間が恐らくその時間だろうと思います。もつと前に電話をしてございます、これは。

○牧野たかお君 でも、じゃ御前崎の市長さんにはそういう話は行っただけでしょうか、その記者会見の前に。

○国務大臣(海江田万里君) これは私からは、私はとにかく菅総理との間でいろんなやり取りがございまして、そして菅総理がとにかく七時十分から記者会見をやるということをおっしゃったわけでありまして。そしてそれが、官邸での会議が終わったのが何時ぐらいですかね、総理日程を見ていただければ分かりますけれども、本当に余裕がなかったんです、それは。

それで、私はすぐに役所に取って帰りまして、少なくとも水野さんには真つ先にお電話をしなればいけないと思いましたが、それでも、時間ぐらい前だったと思っております、これは。そしてお電話をした。

それから、水野さんだけじゃありませんで、実はこれでやりますと、本当に私は需給の面が気になっておりましたから、関西電力からやはり融通をしてもらわなければいけませんから、そのすぐ直後に関西電力、これは電事連の会長でございます八木社長にお電話をしました。そして、こういう事情ですから協力をよろしく願いますというところでございまして、市長には、私は保安院の人に、保安院の院長に電話をしてくれということをおっしゃった、これは。ですから、そういう手分けをして、その代わり川勝知事には私が電話をいたしました、事前に。

そういう形で手分けをして、そして保安院から電話をしたのが何かつながらなかったということがあったようでございますが、そういう限られた、ごくごく限られた、菅総理の最終的なその決断が下りましたのは、いろんなことで調整をしておりました私が官邸から解放されましたのは比較的遅くの時間で、時間が余裕がありませんでしたから。しかし、その中でできることはやったつもりでございます。

○牧野たかお君 まず、まずという根本的に、私はこれ要請ということ、菅総理の会見でも海江田大臣も談話等で出されておりますけれども、要は法令上で命令、指示ができない。原発で不備があったわけじゃないから、要するに停止の命令も指示も出せないから要請にしたというふうにおっしゃっておりますが、要請だったら、相手に言って、相手がじゃそれを受け入れたところで記者会見やればいんじゃないですか。

受けるかどうかは分からないのに、国が、例えば悪いですけども、要するに喉元に刃物を突き付けたような格好で言うことを聞けよというのを会見をするというのは、事前に、そういうことになっちゃうんじゃないですかね。

要するに、相手に言ってこれを受けてくれないかというのを打診して、相手が分かりましたと言ったところで受諾をして停止を受け入れてもらったという会見をすれば私はいいと思うんですが、そうじゃなくて、もう先に国がそういう要請をしましたと、さも受けなきゃ悪者のように国が仕向けたというふうには私はどうしても見えてしまふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(海江田万里君) 私の名前で要請をしたわけでありまして、これはよく誤解があります。菅総理の名前で要請をしたわけではあります。その中で申し上げておきますが、それは要請をした段階では記者会見をしないというケースもこれはあります、これは。

それから、ただ、いろんな形で今、もう一つ東京電力との間でスキームづくりをいたしましたけれども、これも幾つかの要請をしましたけれども、その要請の中で、その一つ一つに記者会見を要請のレベルでやっているということもあります、これは。

その意味では、要請だから記者会見をしてはいけなとか、もちろんそういうことをおっしゃっている人ではないと思えますけれども、ここはまさに判断でございますので、そういう判断に基づいて記者会見も同時にやったということになろう

かと思えます。

○牧野たかお君 それじゃ、要請という形で言っただけで、そして記者会見もされましたけれども、要請ですので、もし相手が断ったたらどういうふうにするおつもりだったんですか。

○国務大臣(海江田万里君) それは、お願いであります。私は、要請という言葉も使いますが、お願いという言葉も使っております。その意味では、断られたら、これはそのときはどうしようもないことではあります。ただ、また重ねてお願いもすることもあるかと思えます。それから昨日、衆議院の予算委員会の方に見えたので、丁寧にお礼も言いましたし、その前にも御礼は言いました。要請を受け入れて、お礼を受け入れていただいたわけですから、お礼は何度も申し上げます。

○牧野たかお君 お礼を言った言わないと、それは別に私は、こういうところの話の中で問題にするような話じゃないですから別にどうでもいいんですけれども、要請というのは、もう私は、行政が要請をするといつても、要は原発の設置許認可の権者は海江田大臣でありますので、その方が大臣名で停止してくれと言っているのは、それはもう事実上の命令、指示に近いんじゃないかと思うんですよ、実態的には。その場合、私は、大きな要請に行政としての行為でありますので、当然内閣なら内閣としての何らかの意思の決定等があるべきだと思えますけれども、どうも今回のあの一連の停止の要請に関しては、総理と海江田大臣だけで、内閣のほうの方は皆さん御存じなかったみたいですが、それはそれで別に当たり前だということにお思いでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) ほかに官房長官などもその会議に、会議と申しますか最終的な決めるところに参加をしておりましたから、二人、総理と私だけということではありませんが、決断をしたのは総理でありますけれども、私は私なりに決断をいたしましたけれども、何と申しますか、総理名で出したわけではなくて、これは、

その要請を。総理名で、内閣全体の決定として総理名で出したということであればこれはいろんな手続が必要だろうと思いますが、これは私が責任を持って、ですから総理もあそこ記者会見の場で海江田を通じて出したということをお話をしましたので、その意味では私を通じて中部電力に対して文書を出したということになるわけでごいいますから、内閣全体の何か決める事というのは必要なかろうかと思ひます。

○牧野たかお君 そうおっしゃいましたけれども、大臣は、大臣談話の中にも入っておりますけれども、要は中部電力に対して要請があった場合は金融支援も考えていると、最大限努力を、いろんなことをしたいというふうにおっしゃっていますけれども、そうすると、財政的な要請に問題というか、単に経産省だけでできない問題もいっぱい私はこれからあるかと思ひますけれども、そういうこと、各省庁にまたがるようなことがこれからあるのかかわらず、じゃほかの大臣は全然それについて元々かわらないということとで本当にいいんですか。

○国務大臣(海江田万里君) それは内閣の中でもよくあることです、これは。この例じゃないですよ。ただ、それぞれの所轄の自分の大臣が自分の行政指導を行って、その文書を発出をして、しかしほかの協力を、関係するところもありますから、そこに後日依頼をするということはあることです。それから、もちろん事前に、こういうことになりすからお願いをしますと言って、事前にそうやって連絡をすることもあります。それから、ただそういう事前の連絡がなしに後からよろしく協力をお願いしますと言われることも、これはあります、実際に。

○牧野たかお君 そうすると、じゃ私が今申し上げたことの一つに、大臣談話の中に金融支援等を含めて最大限の支援をしたいというふうに書いてありますけれども、どういう根拠で金融支援するんですか。

○国務大臣(海江田万里君) 先ほどお話をしまし

たけれども、中部電力の水野社長とは総理の記者会見の前に二回ほど電話でお話をさせていただきま

す。特に、恐らく二回目だったと思ひますけれども、その中でそういう要請があったわけでありま

す。是非そういう意思表示はしてもらいたいという要請がありましたから、私どもとすればそういうつもりはございますという形での談話の中に盛り込ませていただいたということでございます。

○牧野たかお君 それでも、要は金融支援という言葉をもうお使いになつてゐる。(発言する者あり) いや、金融支援等と書いてありますよ、談話の中に。だから、どの根拠をもつて金融支援をするんですか。

○国務大臣(海江田万里君) どの根拠というか、どうして盛り込んだのかということは今お話をしたとおりであります、そういう幾つかの条件がなければ、やはりそれは水野社長もまさに中部地域の電力の供給に対して責任を持っています、しかもそういう形で原子力の発電が止まればそれに置き換わるやはりエネルギー源を探さなければいけない。そのときに料金に転嫁をしたくないということとはかなり強い思いであるようでございますから、そのときに国としての後押しをしていただき

たいという話でございますから、それはできることは行いますということで御返事をしたわけでありま

す。○牧野たかお君 いや、私が言っているのは、要するに金融支援というのを経産大臣がお使いになつて、実際に談話として文章になつていますけれども、それには財源的な裏付けだったりという制度を使つて出すのかとか決めていないのにそういう文章がもう五月九日のときに出ていますけれども、それはもうおかしくないですか。だから、当然、金融支援をするというならば、今私が申し上げたみたいに、どの財源でどの予算を使つてということを決めていなければ、だって金融支援と言えないでしょう、しますって。

○国務大臣(海江田万里君) 具体的にこういう形で支援をお願いをしたいと、特に金融支援にか

わつてですね、ということをやつてきたわけではないんです。金融面での支援とかそういうこと

も恐らくやり取りの中であったんだろうと思ひま

す、これは。

○牧野たかお君 いや、現に談話に出ているん

ですよ。

○国務大臣(海江田万里君) ですから、そういう

ことも含めて、だから、具体的におっしゃつてい

ただければ、そのときは本当にしっかりと応援

を、支援をさせていただきますという話でござい

ますから、これは。だから、まだ具体的に言つて

きておられませんので、具体的に言つてこれら

ら、その約束を守るべく最大限の努力をします、

これは。

○牧野たかお君 私は、政府が要するに大臣名で

要請をしたんだけど、総理大臣が記者会見ま

でして、それを相手はまだ受けると言つていない

うちに要請をしましたという記者会見をして、そ

れで海江田大臣の談話の中に、今私が申し上げた

みたいに金融支援等の支援もいたしますと書いて

あるわけですよ。

だから、政府が私は行為としてやるべきことと

いうのは、もつと自分たちの政府としての責任を

はつきりさせないじゃないかと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 停止に伴うその支援もそうでしょうし、中部電力に対する。

そしてまた、電力の要は三百六十キロワット

がなくなるわけですから、それに対する代替をど

うするかということも、電力会社がやればよいと

いう話じゃなくて、実際に停止を要請する段階で

もつと具体的にこうだから大丈夫だよというの

を、はつきりそのところを示さないで要請しま

したというのは、私はその時点では非常におかし

い話であつて、後付けで、じゃ今こうだから、関

電に言つたから関電からこうなつてというのは今

は言えますけれども、その停止要請をしたときに

そういうこともちゃんと全部はつきり示した上

で会見をやるならやればよかったんじゃないかと思ひますけれども、そのときは余り具体的な話は一切出ていないみたいですから、そこはやっぱり準備が、準備という十分な検討が私はされてないことの現れじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(海江田万里君) 今談話の文言がありますが、これは、「原発停止に伴う追加的な費用負担について中部電力から具体的要請があれば、金融支援策など最大限検討していきたい。」という文言になつておりますから、具体的にどういう要請があるかということこれからお待ちをするということでございます。

それから、今後段でおつしやつた、要請をする前に全て、何というんですか、全部しっかりと、こうでこうでという話を詰めてからということでございますが、私としては、経済産業省の中で、そういう特に需給については、それから、もちろんこれはもう分かつておりましたけれども、交付金などのことについてもいろんな声がございましたけれども、交付金などについてもしっかりと交付することはできるんだということとはもう確認をしておりました。ですから、その時点で私で確認できることというのは確認をしてから要請をしたつもりでございます。

○牧野たかお君 交付金は、それは制度として、要は二年前までのやつ計算で出ますので、これから二年間停止しようが、その前動いていますけれども、それは出るのには間違いないわけでありま

すけれども、そういう話じゃなくて、私は全体的に停止をした後の影響をやつぱり想定した上で要請をするのが正しい姿だと思ひますし、さつきも申し上げてくくなりますけれども、やつぱり要請は先に相手方に言つて、それから相手方が受諾した場合に私はそれを記者会見をすべきだと。やつぱり今回のことについては唐突だというのが、結果はともかくとして、結果は受け入れるけれども、やり方としては乱暴であり唐突だというのは、私はほとんどの人がそういうふうに通つてい

います。

とにかく、もう冒頭申し上げたみたいに、止める、停止の要請の理由として、先ほど申し上げたみたいに地震の事を取り上げて、その上で切迫をしていると何回もお使いになったことによつての影響というのは私は本当に計り知れないほど今実感としてありますけれども、そういうことも含めて私はちゃんと考えて要は記者会見なりをやつぱりやるべきだったというふうに思います。

今回のことについて外電でも、先ほどちょっと調査室に頼んで取り寄せてもらったのを見ています。切迫というのを英語に直したりほかの言葉に直しているんですが、要は、本当にいつ起きるといふよりももう間もなく起きるに近いような意味合いで使われていると、あの地震がね。だから、それによつてもう本当に、そこに住んでいる人、またそこでいろんな事業を営む人、そういう人たちに本当に影響が出ていることは私は知つていただきたといふふうに思います。

それと、ちょっと、原発を停止をして、要は原発停止をしたというのはこれから冷温状態になるわけでありまして、じゃ原発を停止させた場合と、運転して自動停止に、要するに地震なんかがあった場合は当然震度二でも三でも自動停止しますけれども、安全はどこが違うんですか。

○国務大臣(海江田万里君) やつぱり津波の問題がありますね、これは。東京電力福島第一発電所の問題について、今本当にいろいろなデータが出て始めておりますからそれもしっかりと見た上でなければ言えないと思いますが、ただ、私が今までの東京電力の福島第一発電所の事故を私なりに検証と申しますかそういうものをしていて、やはり地震の後に襲ってくる津波の問題が大変深刻なダメージを与えるということは確かだろうと思ひます。

○牧野たかお君 いや、私が聞いたのは、原子炉を停止している場合と、要するに自動停止、運転

して自動停止になった場合の安全の違いってどこが違うんですかということをお聞きしました。

○国務大臣(海江田万里君) これはもう牧野委員御存じだろうと思いますが、ただ止まればいい話ではありませんで、今回の東京電力福島第一発電所の場合も制御棒が入って止まったんですよ。しかし、止まったら今度はやつぱり冷やさないでなければいけないわけでありまして、その水をどこから持つてくるかということが大きな問題でありまして、それはやはり事故によつて、地震によつて、あるいは津波によつて電源が喪失をしてしまつたということになりますと、確かに止まつたけれどもいづゆる冷温停止にはならないわけですね、これは。そこが一番大きな問題だと思ひます。

○牧野たかお君 私は、リスクは、もちろん多少の違いはあると思ひますけれども、運転中で自動停止をした場合は、それまで運転して止めたので要は燃料棒自体が熱を持っています。停止している場合は、燃料棒が冷却システムの中で冷温状態になつていきますので、その時点では確かに運転が止まつたときの方が燃料棒の熱の度合いは大きいですが、でも今回の停止、これは実は浜岡だけじゃなくて全ての原子炉そうではないけれども、要は、止まつていようが、元々停止していようが、そして自動停止しようが、冷却システムが壊れたら、福島四号機と同じで結局同じことが起きる心配があるわけですね。

要は、止まつていたって核燃料棒は中に入っていますので、今回の場合は、もう時間がないので結論を先に言っちゃいますけれども、定期検査のときと違って、圧力容器の中に実は核燃料棒、保安院に聞いたら保安院は最初は一週間したらそれを貯蔵プールに移すと言つたけど、中電に確認しましたけど、それは定期検査と違ひますのでしばらくというか、かなりの月日そのままになつてい

るんですよ、入つたまま。だから、冷却システムが私は一番、要するに原発の安全性というのは何があつても冷却システム

が動いていると、要するにたとえ壊れたとしてもバックアップがすぐできる、それが本当に原発の安全性の私はポイントだと思つていふんですよ。だから、そういう意味で、さも、じゃ停止だけすれば違うんだといふふうには一般の方は思つていらつしやうと思ひますけれども、そうじゃなくて、大事なことはバックアップの体制がちゃんとできているかということでありまして、要はそのところをちゃんと御理解を経産省というか大臣の方がお持ちでない、この停止だけの意味がなくなつちゃうと私は思ひますが、その御認識はどうなつていらつしやいますか。

○国務大臣(海江田万里君) ですから、そこです。最初の話に戻りますけれども、差し迫り性と申しますか、これがやつぱり浜岡原子力発電所の、これは私が言つていただけじゃありませんで、これは中央防災会議などでこれはもう何度も言われている言葉ですが、いつそういう大規模な地震があつてもおかしくないといふことが言われているんですよ、これは。そのことをやつぱり御承知おき、まあ御承知だろうと思ひますが、かえつてそのことを何度も何度も繰り返すことによる静岡の問題等もあるといふことは重々承知をしておりますが、しかし、地震、私は本当に今度の東京電力福島第一発電所の問題で一番やはり大変だと思ひましたのは、それはもちろん津波によつて、あるいは地震と津波だけで被害に遭われた方もたくさんいらつしやいます、命を落とされた方もたくさんいらつしやいます。しかし、その地震と津波とそこに原子力の事故が重なつたら、これは本当に大変なことになるといふことをつくづく実感を感じましたので、その可能性がある点については、これはやつぱり何とかして止めなければいけないといふふうに思つたのはこれは事実であります。それは御理解をいただきたいと思ひます。

○牧野たかお君 時間がなくなりましたのでこれで終わりますが、私は、今のお答えについて一言だけ申し上げますと、これは要請をして停止をし

たことについては私は何も文句を言つていふわけではないんですが、結果は。ただ、その過程の中で、万が一に備えてとか、そういう言葉をどうして使えなかつたかなと、私はそう思つております。それで私の質問を終わります。

○委員長(柳澤光美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時まで休憩

午後一時開会

○委員長(柳澤光美君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。今回の改正産活法によつて、我が国産業界の企業結合が促進されて、大きな国際競争力を備えることにつながるというふうには私は大いに期待をしておりますところでございます。やはり、世界の経済的潮流に乗るためには我が国の産業政策を強化し切り開こうという、こういう御趣旨だと思ひます。

実は、多分そうだろうと思つていふところなんですけれども、私の質問しようと思つていたことがばば磯崎先生で御質問がいろいろ出ましたので、かなり重なるので、あるいはちょっと少し変えたりやめたりという、重なるところもあるかと思ひますけれども、どうぞよろしく願ひいたします。

私は、二十一年の六月の公取改正法のときに、世界最大の総合資源会社BHPピリトン、このことリオ・ティントのMアンドAの問題を申し上げました。これは世界の鉄鉱石事業、各々世界の二位三位、これが合併すると大変なこと、両社は合併によるシナジー効果百億ドル以上と見込

んでいたんですね。日本は当然そうなるかと打撃を受けますので強く反発をいたしました。しかし、両社とも日本に事業拠点がなかったために、公取の方で買取計画の報告書を提出してくださいと申し上げても無視されていたわけですね。もう本当に頭にきました。

資源メジャーが当時、原料炭は三倍、一般炭も二倍要求して各社を、鉄鋼、電力、セメントを追い込んでいったわけですが、プラジルから運ぶのに比べてオーストラリアの方が近いんだから運賃の差額よこせなんて、こんなとんでもないことも言われたりしたわけでごいまして、日本は本当にびっくり仰天しましたけれど、やはりこういうことにも対応できる状況に本当に日本もしていかなければいけないと私は申し上げたところでございます。

今回は少し違いますけれども、いい意味で日本の産業競争力をしつかりと、国際競争の中で打って出られるようにしようという今回の大きな御趣旨があると思います。

そこで、御質問に入らせていただきます。

実は、一問目で私は事業所管大臣と公取委との間の協議について、まさにこの協議というのは合意を意味しているのかと、もし協議が調わなかった場合、合併についての可否は所管大臣があるいは公取の意見に従うのかという大臣に御質問をお願いしていたのですけれど、先ほどの御答弁で最後は公取の意見に従うということだったと思うんですけれども、それでよいのでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 従うという少し語弊があるかなという気がいたしますが、公取の意見を尊重して、そして認定を行わないというのが正確な表現になるかと思えます。

○松あきら君 尊重するというところでございますけれども、そうしますと、どこまでの範囲を協議するのかで事柄の性質が決まってくるのかなというふうにも思います。

協議の範囲というのは、そうしますと公取委が

限定するというのができるのでしょうか。

○大臣政務官(田嶋要君) 協議の対象範囲は公取が限定するものではないと認識をいたしてございます。

基本的には、政令で定めるところによりまして、先ほど重複をいたしますが、具体的な数字で明確に予見可能性の高い形でこういった場合にはということとで記述をする予定でございます。

○松あきら君 そうすると、公取が範囲を限定するというところではないということであると思えます。

そこで、企業が合併をしようと思うのは、その時点で経済実態に基づいた判断をしているわけでございますので、役所の側にもある程度の迅速性が要求されると思うんですね。余り長い期間が掛かりますと、商品価値がなくなってしまうとか何のためにやったのか分からないということもあると思います。

そこでお伺いをいたします。事業所管大臣と公取委との間の協議が終了するまでの程度、期間ということでしょうか。

○政府参考人(安達健祐君) 協議制度の導入によりまして、主務大臣から公正取引委員会への情報提供が充実しますし、それから公正取引委員会からの回答がより円滑かつ迅速になされることとなるというふうにご考えてございます。他方で、公正取引委員会におきましては、新成長戦略等の閣議決定に基づき、企業結合審査の迅速性、透明性、予見可能性を高める観点から、任意の行政サービスで今やっております事前相談制度を廃止したり、法律に基づく審査を行うということで見直す方向で考えております。

こういった取組によりまして、産業再編の円滑化、迅速化が図られるものと考えております。

○松あきら君 迅速といってもどの程度が迅速なのか、人によっては解釈がいろいろじゃないかなと思うんですね。迅速というのは一体全体何か月か、まあ何年ということはないかもしれないけど、それを教えていただかないとちょっと。

○政府参考人(安達健祐君) 今申し上げましたとおり、企業結合審査につきましては、事前相談制が廃止されまして、法律に基づく審査、これ一審査が三十日、二次審査は九十日以内ということになっておるのでございますが、具体的に私どもと公正取引委員会が協議が行われるのはこの二次審査の段階だというふうにご考えてございまして、三か月以内に二次審査は行われるということでございます。

○松あきら君 そういうふうにお答えいただく、私の頭でもよく分かるということでございます。

実は私は、適正な競争について政令で定める場合というのはどんな、その適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合といたのはどういう内容かというのをちょっと詳しくお伺いしようと思ったんですけど、先ほどそれは御答弁いただいたと思います。

そうしましたら、その適正な競争とは国内の競争を指すのかあるいは海外を含めた競争を指すのか、改めてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(田嶋要君) これはもう海外も含めた競争ということでございますが、法律上は、主務大臣が意見を出す際には、内外の市場の状況等、主務大臣の意見の裏付けとなる証拠を示すというふうにご規定をさせていただきますので、内外でございます。

○松あきら君 当然、内外だと思えます。

ちよつと中国のこともお話したいと思うんですけども。中国は、国家の安全にかかわるM&Aなどは審査を行うことになっているため、当局にとって望ましくない案件は承認しないことにより外資への規制を行うことができるなどというところを、まあこれはあちらの独禁法なんですけど、中国は自分の国にとって損か得かということを決める、簡単に言えばそういうことかなんというふうにいるわけでございますけど、随分はつきりしているなというふうに思いますが、日本にとってもこれはうれしくない場合もやっぱりある

と思えます。

これは法案とはちよつとあれなんですけど、少し申し上げたいんです。

二〇〇九年に、コカ・コーラ、中国国内大手飲料メーカーの買収、これは禁止されましたよね。それから、二〇〇九年、三菱レイヨンがルーサイト・インターナショナル・イギリス買収、これは、中国の国内シェアが増えることが問題だから、五年間は新規投資の停止、中国事業はそれぞれ別会計にするといった、ほかの国じゃ見られないような将来事業への制約が付けられたわけでございます。それから、同じく二〇〇九年十月には、パナソニック株式会社による三洋電機の買収計画を条件付で承認した。この条件いろいろ読んでいると、長いから読みませんが、当初、屈出から最終決定まで都合九か月以上経過していたなという、こういう状況もあるんですね。

ですから、日本はこういうような国とも競争をしなければいけないということでありまして、しっかりと御認識いただいていると思えますが、更なる御認識をいただきたいと思えます。

関係当事者の扱いについてお伺いいたします。主務大臣の意見の裏付けとなる証拠の有無や根拠の適切性、合理性については誰が判断するのでしょうか。また、合併に反対する、そういう事業者が出てきた場合、その事業者の意見は協議にどのように取り入れられて、どのように評価、反映されるのでしょうか、あるいはされないのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 主務大臣は、競争に及ぼす影響に関する事項その他必要な事項について意見を述べることとなっておりますので、その際、内外市場の状況等の根拠を示すこととされているというところでございます。

今お話のありました、合併に反対する他の事業者の意見は反映されるかどうかというところでございますが、協議におきましては、申請事業者の見解のみではなく、競争事業者や川上、川下の事業者、需要家への影響やこれら事業者の見解

○政府参考人(高原 一郎君) 今委員御指摘のとおり、被災地では早くも新たな事業に対する、何と申しますか、トライをしよう、再開をしようという、そういうお気持ちを持っておられる中小企業者の方も大変多くございまして、また同時に、被

今般は、法改正では、そういう方々以外にも、例えば後継者がおられないとか、あるいは自分のところにいろいろな資源はあるんだけども独力だけでは新たな道を見付け難いとか、それから、

そのサンターの数でございますけれども、上限を設けることは考えてございません。まず相談件数の多い、比較的早く立ち上がるころから早めに開始したいと思っております。準備が整えば順次全国に拡大していきたいというふうに考えて

先週の参考人質疑で、韓国企業の急成長の背景には、先ほども出ました一九九七年のアジア通貨危機が韓国に及んだ際に政府主導で行われたと言われる産業再編がある、これは本来にそのとおりでございます。具体的には、当時の韓国では、独占禁止法も国際競争力強化のための合併については適用除外、取られていたんですね、これが設けられていたと。韓国政府としても相当強力に取り組んでいるわけであります。

一方、我が国の場合は、政府のリーダーシップも大事だと思いますが、強制するという事ではないというふうに思います。その辺のバランスという点についてどのようにお考えか、お尋ねを申し上げます。

○政府参考人(安達健祐君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、新興国を含めまして一体系するグローバル市場における競争の激化に対応して我が国産業の国際競争力の強化を図るためには、研究開発投資とか生産設備投資などの規模の確保が重要であり、そのためには産業再編の促進が必要だというふうに考えてございます。

我が国におきまして、今回の産活法改正によりまして民主導の自発的な再編を進めることが重要であると認識してございまして、産活法の改正には、主務大臣と公正取引委員会との連携の強化、それからツーステップローンの導入等、民間企業による国際競争力強化のための再編に向けた経営判断が後押しされるものと期待しているというところでございます。

○松あきら君 是非後押しという点でよろしくお願い申し上げます、時間ですから私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○松田公太君 みんなの党の松田公太でございます。

今日、産活法改正の審議ですが、一つだけ原案について御質問をさせていただければと思います。

ここ数日間でメルトダウンが明らかになったという話が出てきておりますが、海江田大臣も覚えていらっしゃると思いますが、当委員会でも私何度か、むしろメルトダウンを前提とした対応策にした方がいいんじゃないかと、そのような話をさせていただきました。また、党首会談でも、たしか震災の翌日にやった党首会談で、我が党の渡辺代表は菅総理にメルトダウンしているんじゃないですかという話をさせていただきましたが、いや、していないというお答えをいただいたという

ことだったんですけれども、今日は是非お聞きしたかったのは、本当にいつの時点でこのメルトダウン、これを認識されたかということなんです。知らなくて仕方なかったのか、若しくは知っていたがこれを公表しない方がいいと思ったのか、是非そこら辺をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(海江田万里君) メルトダウンという

言葉は、これ本当に、例えば保安院の人ですとか、それから東京電力の専門家でありまして、あるいは安全委員会の方々ですとか、原子力の問題を専門的にお話をする方々の間では余りメルトダウンという言葉は出ません。じゃ、どういう言葉を使っていたかという、燃料棒の損壊でありますとか、あるいは燃料ペレットの溶融という言葉が使われておりました。

これはどうしてそういう言葉を使っていたかという、メルトダウンというのは一つはやはりかなり幅広い状況だ。メルトというのは溶けるという意味でございまして、ダウンというのは下に落ちるという意味でありますから、一番最悪は、まさに燃料棒が溶けて、そして下に落ちて。下に落ちる場合でも二つぐらい段階がありますね。一つは压力容器の中に落ちる、压力容器から更に次の格納容器のところに落ちる、あるいはもっと重篤になりますと、今度はそれが建屋のコンクリートのところに落ちて、そしてそこから先はあの映画で有名なチャイナ・シンドロームみたいな形でどんどんどんどん地球の中心に向かって落ちていくような状況と。メルトダウンという言葉を使いますとそのぐらいのところが範囲の中に入ろうかと思うわけでありまして、特に私どもが使っております燃料ペレットの溶融というのは、それはやはり一種のこれはメルト状況でございます。そして、しかも溶けたのがどこにたまっているかというところでいえば、溶けたものは上は上がりませんから下に行きますから、その意味ではメルトダウンということだろうと思っております。

そういう状況に私自身がいつごろというお尋ね

であります。これはやはり最初はやみくもにと、まあやみくもにという表現は余り適切じゃありませんが、とにかく水で冷やすことだということとずっと注水をやってまいりました。もちろんその手前には、炉の圧力が高くなりますから、その炉の圧力を逃がすためのベントでありますとかそういうことはありましたけれども、継続をやってまいりましたのは、とにかく炉心、燃料棒を冷やすことだ、燃料を冷やすことだということとずっとやってまいりまして、その中で、ちよつと正確な日付ははっきりしておりませんが、東京電力が燃料の損壊の度合いを示したことがございまして。最初の数字が、これは一月ぐらいたつたところだろうと思っておりますが、およそ七〇％という数字を出しました。

七〇％というのはどういうことかということをお聞きしましたら、例えば、大体あそこは二、三百本ですが、多いところははもとと入っています、例えば仮に百本燃料棒があつたら、何らかの形で燃料棒が壊れているのが七十本ありますよと、七〇％の損壊というのは、ところが、その一本一本について見ると、その壊れている度合いというのは、全部壊れているかもしれないし、上の方が少し壊れているかもしれない、そういう状況だよというところで説明がありましたので、その時点で広い意味でのメルトダウンと申しますか、燃料が溶融している、溶けているという認識はございました、これは。

ちよつと長くなりましてごめんなさい。

○松田公太君 大体一か月後ぐらいだというお話をいただきましたが、今日明確な日付は覚えていらっしゃらないのかも知れませんが、大体そのぐらいのイメージだったというところでですね。

○国務大臣(海江田万里君) それが発表になったのは、ちよつと今全く手元の資料がありませんが、東京電力が発表したのが第一です。ただ、その後、少し詳しく言いますと、実は、それが最初は七〇％という数字を出しましたけど、後で五〇％に訂正をしているんですね、これは。そうしま

すと、その意味でいうと、とにかく数字が余り当てにならないということはありませんけれども、じゃ、その損壊の度合いが少なかったのかなというふうに認識が一回変わったこともあります。そして今度の、最終的には三日か四日前ということでありまして、これは。

○松田公太君 ありがとうございます。

なぜお聞きしたかといいますと、もう海江田大臣もよく御存じだと思いますが、燃料棒が何％かというのは抜きにして、もう溶けてしまった段階、形状が変わってしまった段階で、もう既に取り出すのが困難だという状況に陥ってしまったというわけですね。ですから、それをしっかりと認識した時点で本来であれば対応策が変わってきただけでございます。そこで御質問させていただいたわけですが、今日は産活法の審議ですから、ちよつと質問をそちらに変えさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、主務大臣と公取委の協議について御質問させていただきますが、私、海外でビジネスをもうずつとやってまいりましたので、日本企業の競争力の低下というのは本当に嫌というほど感じて見てきたんです。

その原因の一つとしては、これは当たり前のことですけれども、多くの日本企業が国内での戦いにどうしても時間と労力を費やしてしまつて、国際的な戦いに出遅れてしまつたからではないかなということがあります。日本マーケットのバイがどんどん広がっている中におきましては、それでも十分会社として成長することができたんでしょうけれども、現状ではやはりそれが難しい。どうしても海外に行つてシェアを取つてくなくては成長できないという状況になっております。そういう意味では、現状の独占禁止法の再検討は私個人的に必要だと思っておりますし、むしろ国内のMアンドAをもつと促すべきだとも思っているくらいでございます。

御存じのように、日本以外の各国は、自国のナ

やはり国内の、もちろん海外での市場ということもございしますが、それによってとりわけ日本の国民が不利益を被ることがあつてはいけなという考え方もやはりどこかで持つていなければいけないのかと思つております。

○松田公太君　　ありがとうございます。

とも一五%の第三者の同意が必要になるわけですね。

ところが、未公開株の場合、これも適用されるというふうに聞いておりますけれども、九〇%をオーナーが一人で保有しているということも考えられるわけです。その場合は、オーナーと実は買

この場合、問題になりますのは、九〇％以上の割合の議決権を有する株主が株式公開買い付けに応じた価格と同額の金銭を対象会社の残余の株主に対して交付するということにしてくださいまして、対象会社の残余の株主に対しても相当な対価が交付されるものと考えておりまして、少数株主

しかし、気になるのは、先ほども質問出ていましたが、過去の似たような制度融資など、どのくらいの実績を上げてきたのかということなんです。実は昨日いろいろお聞きしたくて所管庁に確認をさせていただいたのですが、公庫から回収率やデフォルト率、融資や保証を受けた企業が例

か。この辺、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 実はこれ、税制改正で随分議論がございました。私もそのとき中にいて議論をしたわけでございますが、結局、相続税は、やはり財源が不足するというところで全体的に増税になったわけですが、非常にありてい言え

ば。その中で、ところがこの事業承継の税制については引き続き議論しようということになりまして、ちょっと細かい文言を読みますけれども、税制改正大綱の中で、事業承継税制の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行うということで、課税の一層の適正化というのはこれはどうでもいい話でありまして、どうでもいいということではあり

ませんが、今の委員の御指摘、問題意識とは違いますが、その前段の事業承継税制の活用を促進するために今後も引き続き議論をしていこうということでございますから、これはまさに今回経済産業省として御審議いただいております法律を提出をして、そして事業承継をしつかりとやってもらって地域の経済を活性化しようと、こういう方向が出たわけでございますから、来年度の税制改正ではやはり経済産業省としてしっかりと主張していきたいというふうに思っております。

○荒井広幸君 中小企業の立場で物づくり、そして雇用をつくっていく、競争力を高めるという意味での大臣のそういう方向性、私も共鳴いたします。そういう意味で、今のこの東日本大震災を少し見てみます。

例えば、宮城県商工会連合会は今度の災害によって、宮城県商工会連合会には二万四千社の会員企業があるんだそうです、被災したのだけれどいでしょう。何と一万社が被災です。で、既に六百社が廃業の意向という調査を発表しているんですね。一方で我々は、健全な中で競争していく、あるいはすばらしい技術を伝承していく、雇用を守っていくという意味でこの議論をしています。一方でそういう急場がある。この急場にどう

いうふうに同時に我々はこたえていくのかなと。そもそもその法律のその趣旨とは別ですけども、中小企業、物づくり、そして日本の活力、雇用をつくる、守る、更に発展させるという意味ではど

うなんだろうと。それはもう押しなべて生活者、消費者の利益になるわけですけども、そういう観点でどうしても見ておきたいことがあるわけ

す。それは、阪神・淡路のときに経産省としては、阪神・淡路大震災でどれぐらいの中小企業が倒産に追い込まれたのか、その理由は何なのか、二重ローンではなかったのか、そういったことをつづ

さに検討していっていかうか、その辺の数字、姿勢だけお示しください。○政府参考人(高原一郎君) お答え申し上げます。まず、阪神・淡路の大震災を原因といたします倒産件数でございますけれども、震災の二か月後の一九九五年の三月に月ベースで三十五件ということでピークを記録いたしました。九五年合計では百四十四件ございました。また、公的信用でござい

ますけれども、この利用も大変多かったという、中小企業の方が大変お困りになったということだと思っております。また、信用保証につきましましては五万四千件で六千五百億円、融資が三万三千件で五千二百億円というふうに多額の公的信用が発動されたというところでございます。

今回も、先般の補正予算にいろいろな保証制度あるいは融資制度を入れさせていただいてきましたけれども、抜本的な対策を講じさせていただいてるということだと思っております。

以上でございます。○荒井広幸君 なかなか、長官、苦しいと思うんですね。苦しいというのはやっぱりかなり、大臣、数字つかんでいないんです。これはどういうことかと。神戸新聞なんかは、○三年回りから振り返っています、ずっと、その中で検証している。そしてもう一つは、帝国データバンク、ここの会員社ということもあります

が、ここの調査している。

そういうこととでいうと、一年目より二年目に倒産は多いという数字が出ています。そして、健康被害、健康による理由だけじゃなくて、いわゆる資金繰りというもので自殺に追い込まれているという方も多い。神戸ののちの電話というのはそれを如実に物語っているんですね。こういうものを私たちはもう一回改めて見直しておく必要があると思うんですね。

これを見ますと、少なくとも、大臣、大臣にも努力していただいているんですが、想定外の対応というところで、総理は二重ローンに対しての、二重債務に対しての解決策を見出す、こういうことを言っているんですね。

そこで、私どもは、国が、例えば中小企業ならばその資産を国が買い上げたらどうだと、こういうことを言っているわけです。同時に、日弁連、これも大臣御聞きなっているでしょう。日弁連は、例えば住宅ローンをしている中小企業であれば、そこを銀行が持っています、そのローンを免罪してやりなさい、徳政令しなさいと。その徳政令掛けした不良債権は銀行に残りますから、銀行に残れば今度は融資できないわけです。それが実は私がこの法案に絡んでくるところなんです。

ベンチャー育成でMアンドAをやろうとか、新たに債務保証を掛けるといっても、全国金融界にこれは波及しています。いかに東北の自動車、電子というのがサブプライムに関連していたかということなんです。貸し渋り起きますよ、どんな意味も込めて、そのローンを放棄した分、国がそれを買収したらいいだろうと、これが日弁連の案ですよ。私は、この二つをいわゆる必要な形で選択していただければいいだろうと、こういうふうに思っています。

じゃ大臣に、私どもが申し上げている資産の買取りなどということを行っているんですけれども、大臣、日弁連のこの案についてどういふうに大臣は意識されますか。

○国務大臣(海江田万里君) 結局、国が買上げをする、買取りをするということは、やっぱりその原資をどこからか持っていなければならないというところであります、この原資のその意味では準備をやるのが第一と。

あと、今委員から徳政令という言葉が出ましたが、徳政令は事情等、これはもちろん直接的な契機というのは、今度の震災で家を失った、事業の基盤を失ったということになろうかと思えますけれども、そういう一律のところではさつとやるのか、それとも、いや、実はこの借金の部分はそれこそまた別な使い道だったんだよといううなことを細かに区別をして、そしてやるのかということになって、その細かに区別をするということになるとこれはなかなか大変だということに思っております。

ただ、いずれにしても、これは総理からも研究をするようにという指示が出ておりますので、どういう形でやるのか、例の再生ファンドを使ってみてはどうかという案もありまして、ただ再生ファンドは民間が半分出資をしておりますので、ある程度やつぱり、まさにそれから名前が再生ですから、次がきつと立ち上がれるというその可能性がないとできませんものから、なかなかこれも難しいなというふうに思っておりますが、ただ、これは余り時間を掛けずに、総理からの指示もありますので、検討したいとは思っております。

○荒井広幸君 総理からの指示もあるので検討するということとは、総理はやるよと言っていますけれども、これ、やるやる詐欺に近いような状況ですか、そうすると。これ一点指摘しておきます。

大臣、もう私はずっと裏もなかなかページを割いていろいろと提案しているんですが、例えば私、七十七銀行、東邦銀行、全部国会の先生方と一緒に歩いてまいりました。先ほどのように、不公平が出る場合、モラルハザードを起こす場合、いろんなケースがあります。それを本来的にやっ

ているのは金融機関なんですから、そこを使つてうまくやるというのは非常に有効なことだと思います。政府が直接やつてもそれはできない。

ですから、そういうことを考えると、例えば七十七銀行頭取は、五千億から八千億の債権の買取りが必要になっているだろうと、こういうふうに言っているわけです。金融機能強化法による公的資金注入の資金枠組み、これ大臣、実は十二兆円あるんですよ、これ。預金保険機構に対する政府保証枠です。十二兆。

じゃ、これ調べますと、岩手県では貸出残高、金融機関に対して二・八兆円と言われているんです。宮城県は六・一兆円と言われている。福島は四・五兆円貸し出したままになっているという事です。全部仮に棒引きしても十三兆です。やれるんじゃないですか。この十二兆の公的資金注入枠をもって、貸出しのほとんど、大臣おっしゃるように精査していくことによって、簿価で買い取ればほぼツープイになって、逆に言えば金融機関が十二兆貸出できるんですよ。

こういうお金の流れというのを使つていかなと、再三申し上げますが、東北がまた出稼ぎの地域になってくる。そして、どんどん海外に企業展開して、被災者の方が雇用があつて戻つてこなくちやいけないんですから、戻れなくなるんですよ。こういった悪循環に陥りますので、どうか二重ローン問題を解決するという意味で、私が今提案いたしましたように、金融機能強化法に基づいての十二兆、これの活用も含めて、先ほど申し上げましたように買い上げる、こういうことを検討したらいかがかと今日は更に踏み込んで申し上げますが、大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(海江田万里君) 私どもも、これは菅総理が言つたからとかいうことではなしに、この二重ローンの問題というのは大変深刻な問題だと思つております。まさに何度も当委員会でも議論のありましたように、せめてゼロからの出発にしてくださいということだろうと思ひます。その上で、今十二兆円の枠組みの話もありまし

たが、これは確かに枠としてはございますが、じゃ実際にそこにお金を出すということになると、やはりこれは、さつきもお話をしましたけれども、財政の問題も出てまいります。

それから、今、もう私どもがやつておりますことは改めて繰り返しませんけれども、やはり金利はゼロにしましょうねと、差し当たつて新規に借りた分は。それから、据置期間はできるだけ長くしましょうねという、言わば新しく借りるローンについては、その意味では本当に従来のローンとは発想の違うローンをやつていくわけであります。

ですから、これが、その意味では、まだもちろん二重ローンの解消というところに至つておりませんけれども、その一歩手前のところでありますので、あと一歩前に出るためにはどういう議論をすればいいのか、あるいはどういう具体的なお金の持つてき方というものを考えればいいのかということをご政府内で検討させていただきたいと思ひます。

○荒井広幸君 大臣、やつぱり踏み込んでいただきたいということなんです。

あの阪神・淡路のときも関連倒産つて結構多いんです、全国的に。それは、いろいろなことがありますが、売り掛け代金を回収できなかったとか仕入れの分をもらえなかったとか、いっぱいあるんですよ。ですから、恐らく、原発でまだはつきりしていない福島がありますから、目をたつごとと深刻になります。阪神・淡路も二年目ぐらいがうんとピークなんです。もちろんぐつと一挙に上がりますが、こういったことで、是非急いでそういう対応をしていただきたい、こういうふう

に思ひます。お金がないということであれば、私は、電力会社から、電気料金を上げるなどというような逃げ口上のなものじゃなくて、やつぱり災害国日本であるから、情けは人のためならず、あるいは自分たちも困る事態が起きるんだから、増税ならば時期を見なきゃなりませんけれども、まずは国債を

発行し、そしていずれのときかには政府が国民に對して堂々と、お互いさまなのだから、例えば消費税の値上げであるとか、例えば法人税を含めたところであるとか、それは堂々とやつていくことではないですか。電力に、今度は電気料金を上げないといふ形で逃げるというのは、私、何遍も言つていますが、どうも私はそういうのは釈然としません。ですから、どうぞお金の問題とおつしやるなら国民に語りかけてください、いずれ我が身なんです。私は、そういう心のこもったスキームをつくつておく必要があるということをご再三申し上げておきます。

そこで、総務省に対してですけど、総務省に通告しておりますが、時間がありませんので簡単に。

今国会で減免措置法案によつて、特別立法しましたけれども、原発事故の避難を起因とする減免規定は盛り込まれていません。よつて、固定資産税を始めとする市町村の税金、この減免については市町村が単独で独自に実施する以外にないということになっているんですが、これらは補填するべきではないでしょうか。この事実関係を含めて補填する気があるかどうか、総務省、お願いいたします。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げます。

先般成立しました地方税法は、確かに御指摘のように固定資産税なり自動車取得税の特例措置を見ましても、いずれも減失、損壊ということが要件になっておりますので、原子力発電所での事故による避難区域において、家屋等が減失、損壊していない資産になっておるものですから対象とならないと、そういうことで課題として残されております。

現在、この原発事故によります避難区域に係る特例措置につきましては、法律改正を含めて早期に対応したいと考えております。現在、事態の推移を見極めながら、対象となる区域や内容、それから特例措置に係る補填の措置の在り方についても現在検討しているところでございま

す。

今御指摘ありました減免をした場合の補填はどうなっているのかということでございますが、条例に基づく減免措置による減収につきましてはその全額について歳入欠陥債の発行を可能として、後年度の元利償還金につきましてはその七五％を基準財政需要額に算入し、さらに各団体の財政力等に應じて最大二〇％の特別交付税による措置を講じているところでございます。これにつきましては既に措置済みでございます。

○荒井広幸君 あと一分しかありません。

大臣、今のようなくとも、実は個人や中小企業、いろいろかわつてきているんです。どうぞ全体を見ながら、二重ローン、早期に具体策、我々も提案いたします。お願いいたします。

最後に。先ほど松田公太委員から非常に重要な指摘なんです。我々は、一部溶融という言葉を開いてただけで、全部溶融、それメルトダウンと言ふか言わないかは別として、これは重大なことなんです。つまり、過小評価をして避難もさせたのではないか、過小評価した上で対応していたんじゃないか、収束の。こういうことになると、原賠法にまで及ぶんですよ。過小評価をしながら小さく小さく見せかけてその相当因果関係を言ってきたといつたら、そもそも原賠法自体の適用範囲まで全部変わっちゃうんです。

そういった意味で、大臣はまさに原発を、行政を預かる立場として、安全委員会又は保安院からメルトダウンの可能性もありますよということを初期段階で聞かせられていたか聞かせられていないか、助言されていたかどうか、その点をお答えください。

○国務大臣(海江田万里君) さつきもお話をしましたけれども、余りメルトダウンという言葉は本当に行き交つていないんです、これは。私がさつきお話をしたのは、燃料がやはり一部が融解をしている。(発言する者あり)だから、全部というのは、本当に今度のこの結果を見て、あれで全部落ちているということがはつきり分かりま

した、これは。

○荒井広幸君 助言はもらっていなかったんですか。

○国務大臣(海江田万里君) だから、メルトダウ
ンという言葉じゃありませんで、燃料がとか炉心
がとかいう話は聞いておりました。

○荒井広幸君 燃料棒の全て。

○国務大臣(海江田万里君) いや、全てと……

○委員長(柳澤光美君) 委員長の指示に従ってくだ
さい。時間ですから。

○荒井広幸君 はい、済みません。では、最後。

そのメルトダウンの言葉にこだわるならば、燃
料棒の全て溶融という可能性があり、それによつ
て炉心まで穴が空くということもありますという
助言を受けていたかどうかということを初期の
四、五日間のことで聞いているんです。

○国務大臣(海江田万里君) これは本当にあの
四、五日間というのは、最初のころはもう不眠不
休でやっておりますから、その中でいろんな意
見が出ておりましたけれども、ただ現実はその意
味ではいわゆる水素爆発は起きました、これは。

ただ、しかし、当初予定、予定というか、当初一
番私どもが恐れたのはまさに炉が爆発をするとい
うことでありますから、そこに至らないように何
とかしなければいけないと。炉が爆発しますと、
それは溶けていようが溶けていまいがやっぱり大
量に飛び散りますので、それだけは何としてでも
阻止をしなければいけないということで本当に一
生懸命でした。

○委員長(柳澤光美君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
す。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特
別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳澤光美君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

平成二十三年五月二十七日印刷

平成二十三年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C